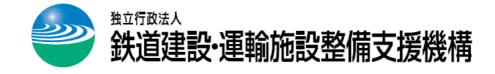
第 125 · 126 · 127 · 128 回 鉄道建設 · 運輸施設整備支援機構債券

証券情報の部



- 1. 本「債券内容説明書証券情報の部」(以下「本説明書証券情報の部」という。) において記載する「第 125・126・127・128 回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券」(以下「本債券」という。) は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成 14 年法律第 180 号。以下「機構法」という。) 第 19 条に基づき、国土交通大臣の認可を受けて、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(以下「当機構」という。) が発行する債券です。
- 2. 本債券は政府保証の付されていない公募債券です。
- 3. 本説明書証券情報の部と同時に投資家に交付された「債券内容説明書法人情報の部」(以下「本説明書法人情報の部」といい、本説明書証券情報の部とあわせて、以下「本説明書」という。)は、本債券の発行者である当機構の詳細について記載し、本説明書証券情報の部と一体をなします。本説明書法人情報の部には、当機構の経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項及びその他の事項を平成30年8月8日時点以前の情報に基づき記載しています。本債券への投資判断にあたっては、本説明書法人情報の部も併せてご覧下さい。
- 4. 本債券については、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第3条により同法第2章の規定が適用されず、従って、その募集について同法第4条第1項の規定による届出は行われておりません。本説明書は、本債券に対する投資家の投資判断に資するために、当機構の事業等について、並びに当機構の前身である日本鉄道建設公団(以下「旧公団」という。)及び運輸施設整備事業団(以下「旧事業団」という。)に関してそれぞれ日本鉄道建設公団法(昭和39年法律第3号)及び運輸施設整備事業団法(平成9年法律第83号)の規定等に基づき作成された財務諸表、附属明細書、事業報告書等の既存の開示資料を抜粋又は要約して当機構が任意に作成したものであり、金融商品取引法第13条第1項に基づく目論見書ではありません。また、本説明書法人情報の部中の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項に規定される監査証明は受けておりません。なお、その他本債券の詳細については、発行要項を併せてご覧下さい。
- 5. 当機構の財務諸表は、「中央省庁等改革基本法」(平成10年法律第103号)第38条第3号及び「独立行政法人通則法」(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)第37条により原則として企業会計原則に基づき処理されるとともに、「独立行政法人会計基準」、「独立行政法人会計基準注解」(平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会)、機構法、国土交通大臣の認可を受けて定めた「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構業務方法書」及び同大臣への届出が義務付けられている「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構会計規程」等に準拠して作成されます。

また、当機構の財務諸表は、通則法第38条第1項及び第2項により、毎事業年度の終了後3月以内に、監査報告及び会計監査報告を添付した財務諸表を国土交通大臣に提出してその承認を受けなければならないとされております。

6. 当機構は、特殊法人等改革基本法 (平成 13 年法律第 58 号)及び特殊法人等整理合理化計画 (平成 13 年 12 月 19 日閣議決定)に基づき、旧公団及び旧事業団の業務を承継する独立行政法人として設立されました。機構法附則第 2 条及び第 3 条により、機構の成立の時において解散した旧公団及び旧事業団の一切の権利及び義務は、国が承継する資産を除き、当機構が承継しております。

本説明書に関する連絡場所

横浜市中区本町六丁目 50 番地 1 横浜アイランドタワー 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 経理資金部資金企画課

電話番号 045 (222) 9040

<u></u> 目 次

証券情報の部

第1	募集要項
	1. 新規発行債券 (5年債)
	2. 債券の引受け及び債券発行事務の委託(5年債)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	3. 新規発行債券(10年債) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	4. 債券の引受け及び債券発行事務の委託(10年債)・・・・・・・・・・・・・ 1
	5. 新規発行債券 (15年債) ······ 1
	6. 債券の引受け及び債券発行事務の委託(15年債)・・・・・・・・・・・・ 1
	7. 新規発行債券 (30年債) … 1
	8. 債券の引受け及び債券発行事務の委託(30年債)・・・・・・・・・・・・・・ 2
	9. 本債券の発行により調達する資金の使途 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
第2	参照情報
	1. 参照書類 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	2. 参照書類の補完情報 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
	3. 参照書類を縦覧に供している場所 ・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第1 募集要項

1. 新規発行債券(5年債)

銘 柄	第 125 回鉄道建設・運輸施設 整備支援機構債券	債券の総額	金 10,000,000,000 円	
社債、株式等の 振替に関する 法律の適用	本債券は、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号) の規定の適用を受けるものとする。	発行価額の総額	金 10, 000, 000, 000 円	
各債券の金額	1,000 万円	申 込 期 間	令和元年 5 月 23 日	
発 行 価 格	各債券の金額 100 円につき金 100 円	申込証拠金	各債券の金額 100 円につき金 100 円 とし、払込期日に払込金に振替充当 する。 申込証拠金には、利息を付けない。	
利 率	年 0.020 パーセント	払 込 期 日	令和元年5月30日	
利 払 日	毎年6月20日及び12月20日	申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店 及び国内各支店	
償 還 期 限	還期限令和6年6月20日		株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1番1号	
募集の方法	一般募集			
利息支払の方法 1. 利息支払の方法及び期限 (1) 本債券の利息は、発行日の翌日から償還期を第1回の利払期日としてその日までの分月20日の2回に、各その日までの前半箇(2) 発行日の翌日から令和元年6月20日までの場合に半箇年に満たない利息を支払うとする。 (3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たる(4) 償還期日後は、利息をつけない。			出い、その後、毎年6月20日及び12 支払う。 につき利息を計算するとき及び償還 、半箇年の日割をもってこれを計算	
償還の方法	1. 償還金額			
	各債券の金額 100 円につき金	100 円		
	2. 償還の方法及び期限 (1) 本債券の元金は、令和6年6月20日にその総額を償還する。 (2) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。 (3) 本債券の買入消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。			
担 保	本債券の債権者は、独立行政法人	本債券の債権者は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の定めるところに		
より、独立行政法人鉄道建設・運輸加				
財務 担保提供制限	ついて、他の債権者に先だって自己の債権の弁済を受ける権利を有する。 該当条項なし(本債券は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。)			
の 特 その他の条項	該当条項なし			

- 1. 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付
 - (1) 株式会社格付投資情報センター(以下「R&I」という。)

本債券について、当機構は R&I から A A の信用格付を令和元年 5 月 23 日付で取得している。

R&I の信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性(信用力)に対する R&I の意見である。R&I は信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&I の信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&I は、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R&I は、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&I は、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。

利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったと R&I が判断した場合、発行体格付又は保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。

本債券の申込期間中に本債券に関して R&I が公表する情報へのリンク先は、R&I のホームページ (https://www.r-i.co.jp/rating/index.html) の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるリポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することが出来ない可能性がある。その場合の連絡先は以下の通り。

R&I:電話番号 03-6273-7471

(2) ムーディーズ・ジャパン株式会社(以下「ムーディーズ」という。) 本債券について、当機構はムーディーズからA1の信用格付を令和元年5月23日付で取得している。

ムーディーズの信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相 対的信用リスクについてのムーディーズの現時点の意見である。ムーディーズは、 信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデ フォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産上の損失と定義して いる。ムーディーズの信用格付は、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動性リ スク及びその他のリスクについて言及するものではない。ムーディーズの信用格付 は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、 又は保有を推奨するものではない。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっ ても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商 品性及び特定の目的への適合性について、(明示的、黙示的を問わず)いかなる保証 も行っていない。発行体又は債務の信用リスクは、発行体から入手した情報、又は 公開情報に基づき評価される。ムーディーズは、信用格付を付与する際に用いる情 報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考え られるものであることを確保するため、すべての必要な措置を講じている。しかし、 ムーディーズは監査を行うものではなく、格付の過程で受領した情報について常に 独自に確認することはできない。ムーディーズは、必要と判断した場合に本格付を 変更することがある。また、ムーディーズは、資料、情報の不足や、その他の状況 により、本格付を取り下げることがある。

本債券の申込期間中に本債券に関してムーディーズが公表する情報へのリンク先は、ムーディーズのホームページ(http://www.moodys.co.jp/)の「当社格付に関する情報」の「レポート」コーナーの「プレスリリース – ムーディーズ・ジャパン」をクリックして表示される「格付情報:ムーディーズ・ジャパン株式会社」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することが出来ない可能性がある。その場合の連絡先は以下の通り。

ムーディーズ: 電話番号 03-5408-4100

2. 募集の受託会社

- (1) 本債券に関する募集の受託会社(以下「募集の受託会社」という。) は、株式会社みずほ銀行とする。
- (2) 募集の受託会社は、本債券の債権者のために本債券に基づく支払の弁済を受け、又は本債券の債権者の権利の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限及び義務を有する。
- (3) 募集の受託会社は、法令、本債券の発行要項(以下「本要項」という。)並びに当機構及び募集の受託会社との間の令和元年5月23日付第125回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券募集委託契約証書(以下「募集委託契約」という。)に定める職務を行う。
- (4) 本債券の債権者は、募集委託契約に定める募集の受託会社の権限及び義務に関する すべての規定の利益並びに募集の受託会社によるかかる権限の行使及びかかる義務 の履行による利益を享受することができる。
- 3. 期限の利益喪失に関する特約

当機構は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本債券について期限の利益を失う。

- (1) 当機構が別記「利息支払の方法」欄第1項又は別記「償還の方法」欄第2項の規定 に違背し、5営業日以内に履行又は治癒されないとき。
- (2) 当機構が発行する本債券以外の債券又はその他の借入金債務について期限の利益を 喪失し、又は期限が到来したにもかかわらず5営業日以内にその弁済をすることが できないとき。又は、当機構以外の債券若しくはその他の借入金債務に対して当機 構が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、契約上定められ た保証債務を履行すべき期間の最終日から5営業日以内にその履行がされないと き。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が30億円を超えない場合は、この限 りでない。
- (3) 当機構が解散することを定める法令及び解散の期日を定める法令が公布され、かつ 当機構の解散期日の1箇月前までに、本債券の債務の総額について他の法人に承継 する法令が公布されていないとき。
- (4) 法令若しくは裁判所の決定により、当機構又は当機構が解散して本債券の債務を承継した法人に対して、破産手続、株式会社における更生手続、特別清算手続その他これらに準ずる倒産処理手続に相当する手続が開始されたとき。
- 4. 期限の利益喪失の公告

前項の規定により当機構が本債券について期限の利益を喪失したときは、募集の受託 会社はその旨を本欄第5項(2)に定める方法により公告する。

- 5. 公告の方法
 - (1) 本債券に関し、本債券の債権者の利害に関係を有する事項であって、募集の受託会社が債権者にこれを通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。
 - (2) 本債券につき公告の必要が生じた場合は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、官報並びに東京都及び大阪市で発行される各1種以上の新聞紙にこれを掲載することにより行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。
- 6. 債券原簿の公示

当機構は、その本社に債券原簿を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

- 7. 本要項の変更
 - (1) 当機構は、募集の受託会社と協議のうえ、本債券の債権者の利害に重大なる関係を有する事項を除き、本要項を変更することができる。
 - (2) 前号に基づき本要項が変更されたときは、当機構はその内容を公告する。ただし、当機構と募集の受託会社が協議のうえ不要と認めた場合は、この限りでない。
- 8. 本債券の債権者集会
 - (1) 本債券の債権者集会(以下「債権者集会」という。)は、本債券の全部についてする その支払の猶予その他本債券の債権者の利害に重大な影響を及ぼす事項について決 議をすることができる。
 - (2) 債権者集会は、東京都において行う。
 - (3) 債権者集会は、当機構又は募集の受託会社がこれを招集するものとし、債権者集会の日の3週間前までに、債権者集会を招集する旨及び債権者集会の目的である事項 その他必要な事項を公告する。

- (4) 本債券総額(償還済みの額を除く。また、当機構が有する本債券の金額はこれに算入しない。)の10分の1以上に当たる本債券を有する債権者は、債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を募集の受託会社に提出して、債権者集会の招集を請求することができる。
- (5) 本債券の債権者は、債権者集会において、その有する本債券の金額(償還済みの額を除く。)に応じて、議決権を有するものとする。
- (6) 前号の規定にかかわらず、当機構は、その有する本債券については、議決権を有しない。
- (7) 債権者集会において決議をする事項を可決するには、議決権者 (議決権を行使する ことができる本債券の債権者をいう。以下本募集要項において同じ。)の議決権の総 額の5分の1以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議 決権を有する者の同意がなければならない。
- (8) 前号の場合においては、以下のいずれかに該当する決議をすることはできないものとし、これらに該当する決議がされた場合、かかる決議は効力を有しない。
 - ①債権者集会の招集の手続又はその決議の方法が法令又は本要項の定めに違反する とき
 - ②決議が不正の方法によって成立するに至ったとき
 - ③決議が著しく不公正であるとき
 - ④決議が本債券の債権者の一般の利益に反するとき
- (9) 本債券の債権者は、本人又はその代理人によって、債権者集会に出席することができる。当機構は、その代表者を当該集会に出席させ、又は書面により意見を述べることができる。本人又はその代理人が当該集会に出席しない本債券の債権者は、募集の受託会社が定めるところにしたがい、書面によって議決権を行使することができる。書面によって行使した議決権の額は、出席した議決権者の議決権の額に算入する。
- (10)債権者集会の決議は、本債券を有するすべての債権者に対して効力を有するものとし、その執行は募集の受託会社があたるものとする。
- (11)本項に定めるほか債権者集会に関する手続は当機構と募集の受託会社が協議して定め、本欄第5項(2)に定める方法により公告する。
- (12)本項の手続に要する合理的な費用は、当機構の負担とする。
- 9. 募集の受託会社への事業概況等の報告
 - (1) 当機構は、毎年、事業の概況、決算の概況等が記載された書類を募集の受託会社に提出する。
 - (2) 募集の受託会社は、本債券の債権者の利益保護のために必要と認める場合は、法令、 契約又は当機構の内部規則その他の定めに反しない範囲において、当機構に対し、 業務、財産状況を知るために必要な書類の提出を請求することができる。

2. 債券の引受け及び債券発行事務の委託(5年債)

	引受人の氏名又は名称	住 所	引受金額	引受けの条件
債券の引受	みずほ証券株式会社 野村證券株式会社 SMBC日興証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 東京都中央区日本橋一丁目9番1号 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	百万円 4,000 3,000 3,000	1. 引受人は、本債券のきてを額に同してをする。債券をする。債券数額 2,250 万
	計		10,000	とする。
債券	債券発行事務 受託会社の名称	住所		
債券発行事務の受託	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号		

3. 新規発行債券(10年債)

銘 柄	第 126 回鉄道建設・運輸施設 整備支援機構債券	債券の総額	金 10, 000, 000, 000 円
│ 振 替 に 関 す る │ する法律(平成 13 年法律第 75 号) │		発 行 価 額の 総 額	金 10, 000, 000, 000 円
各債券の金額	1,000 万円	申 込 期 間	令和元年 5 月 23 日
発 行 価 格	各債券の金額 100 円につき金 100 円	申込証拠金	各債券の金額 100 円につき金 100 円 とし、払込期日に払込金に振替充当 する。 申込証拠金には、利息を付けない。
利率	年 0.120 パーセント	払 込 期 日	令和元年5月30日
利 払 日	毎年3月20日及び9月20日	申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店 及び国内各支店
償 還 期 限	償 還 期 限 令和11年5月30日		株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1番1号
募集の方法	一般募集		
利息支払の方法 1. 利息支払の方法及び期限 (1) 本債券の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれをつい 第1回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後、20日の2回に、各その日までの前半箇年分を支払う。 (2) 発行日の翌日から第1回の利払期日までの期間につき利息の場合に半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年のする。 (3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前 (4) 償還期日後は、利息をつけない。			ハ、その後、毎年3月20日及び9月払う。 につき利息を計算するとき及び償還 、半箇年の日割をもってこれを計算
償還の方法	1. 償還金額		
	各債券の金額 100 円につき金	100 円	
2. 償還の方法及び期限 (1) 本債券の元金は、令和11年5月30日にその総額を償還する。 (2) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。 (3) 本債券の買入消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。			の前日にこれを繰り上げる。
担保	本債券の債権者は、独立行政法人	鉄道建設・運輸施	設整備支援機構法の定めるところに
	より、独立行政法人鉄道建設・運輸が		
財務 担保提供制限	ついて、他の債権者に先だって自己の債権の弁済を受ける権利を有する。 該当条項なし(本債券は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。)		
0	該当条項なし		

- 1. 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付
 - (1) 株式会社格付投資情報センター(以下「R&I」という。)

本債券について、当機構は R&I から A A の信用格付を令和元年 5 月 23 日付で取得している。

R&I の信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性(信用力)に対する R&I の意見である。R&I は信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&I の信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&I は、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R&I は、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&I は、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。
利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付け

利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったと R&I が判断した場合、発行体格付又は保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。

本債券の申込期間中に本債券に関して R&I が公表する情報へのリンク先は、R&I のホームページ (https://www.r-i.co.jp/rating/index.html) の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるリポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することが出来ない可能性がある。その場合の連絡先は以下の通り。

R&I:電話番号 03-6273-7471

(2) ムーディーズ・ジャパン株式会社(以下「ムーディーズ」という。) 本債券について、当機構はムーディーズからA1の信用格付を令和元年5月23日付で取得している。

ムーディーズの信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相 対的信用リスクについてのムーディーズの現時点の意見である。ムーディーズは、 信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデ フォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産上の損失と定義して いる。ムーディーズの信用格付は、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動性リ スク及びその他のリスクについて言及するものではない。ムーディーズの信用格付 は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、 又は保有を推奨するものではない。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっ ても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商 品性及び特定の目的への適合性について、(明示的、黙示的を問わず)いかなる保証 も行っていない。発行体又は債務の信用リスクは、発行体から入手した情報、又は 公開情報に基づき評価される。ムーディーズは、信用格付を付与する際に用いる情 報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考え られるものであることを確保するため、すべての必要な措置を講じている。しかし、 ムーディーズは監査を行うものではなく、格付の過程で受領した情報について常に 独自に確認することはできない。ムーディーズは、必要と判断した場合に本格付を 変更することがある。また、ムーディーズは、資料、情報の不足や、その他の状況 により、本格付を取り下げることがある。

本債券の申込期間中に本債券に関してムーディーズが公表する情報へのリンク先は、ムーディーズのホームページ(http://www.moodys.co.jp/)の「当社格付に関する情報」の「レポート」コーナーの「プレスリリース – ムーディーズ・ジャパン」をクリックして表示される「格付情報:ムーディーズ・ジャパン株式会社」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することが出来ない可能性がある。その場合の連絡先は以下の通り。

ムーディーズ: 電話番号 03-5408-4100

2. 募集の受託会社

- (1) 本債券に関する募集の受託会社(以下「募集の受託会社」という。) は、株式会社みずほ銀行とする。
- (2) 募集の受託会社は、本債券の債権者のために本債券に基づく支払の弁済を受け、又は本債券の債権者の権利の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限及び義務を有する。
- (3) 募集の受託会社は、法令、本債券の発行要項(以下「本要項」という。)並びに当機構及び募集の受託会社との間の令和元年5月23日付第126回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券募集委託契約証書(以下「募集委託契約」という。)に定める職務を行う。
- (4) 本債券の債権者は、募集委託契約に定める募集の受託会社の権限及び義務に関する すべての規定の利益並びに募集の受託会社によるかかる権限の行使及びかかる義務 の履行による利益を享受することができる。
- 3. 期限の利益喪失に関する特約

当機構は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本債券について期限の利益を失う。

- (1) 当機構が別記「利息支払の方法」欄第1項又は別記「償還の方法」欄第2項の規定 に違背し、5営業日以内に履行又は治癒されないとき。
- (2) 当機構が発行する本債券以外の債券又はその他の借入金債務について期限の利益を 喪失し、又は期限が到来したにもかかわらず5営業日以内にその弁済をすることが できないとき。又は、当機構以外の債券若しくはその他の借入金債務に対して当機 構が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、契約上定められ た保証債務を履行すべき期間の最終日から5営業日以内にその履行がされないと き。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が30億円を超えない場合は、この限 りでない。
- (3) 当機構が解散することを定める法令及び解散の期日を定める法令が公布され、かつ 当機構の解散期日の1箇月前までに、本債券の債務の総額について他の法人に承継 する法令が公布されていないとき。
- (4) 法令若しくは裁判所の決定により、当機構又は当機構が解散して本債券の債務を承継した法人に対して、破産手続、株式会社における更生手続、特別清算手続その他これらに準ずる倒産処理手続に相当する手続が開始されたとき。
- 4. 期限の利益喪失の公告

前項の規定により当機構が本債券について期限の利益を喪失したときは、募集の受託 会社はその旨を本欄第5項(2)に定める方法により公告する。

- 5. 公告の方法
 - (1) 本債券に関し、本債券の債権者の利害に関係を有する事項であって、募集の受託会社が債権者にこれを通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。
 - (2) 本債券につき公告の必要が生じた場合は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、官報並びに東京都及び大阪市で発行される各1種以上の新聞紙にこれを掲載することにより行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。
- 6. 債券原簿の公示

当機構は、その本社に債券原簿を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

- 7. 本要項の変更
 - (1) 当機構は、募集の受託会社と協議のうえ、本債券の債権者の利害に重大なる関係を有する事項を除き、本要項を変更することができる。
 - (2) 前号に基づき本要項が変更されたときは、当機構はその内容を公告する。ただし、当機構と募集の受託会社が協議のうえ不要と認めた場合は、この限りでない。
- 8. 本債券の債権者集会
 - (1) 本債券の債権者集会(以下「債権者集会」という。)は、本債券の全部についてする その支払の猶予その他本債券の債権者の利害に重大な影響を及ぼす事項について決 議をすることができる。
 - (2) 債権者集会は、東京都において行う。
 - (3) 債権者集会は、当機構又は募集の受託会社がこれを招集するものとし、債権者集会の日の3週間前までに、債権者集会を招集する旨及び債権者集会の目的である事項 その他必要な事項を公告する。

- (4) 本債券総額(償還済みの額を除く。また、当機構が有する本債券の金額はこれに算入しない。)の10分の1以上に当たる本債券を有する債権者は、債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を募集の受託会社に提出して、債権者集会の招集を請求することができる。
- (5) 本債券の債権者は、債権者集会において、その有する本債券の金額(償還済みの額を除く。)に応じて、議決権を有するものとする。
- (6) 前号の規定にかかわらず、当機構は、その有する本債券については、議決権を有しない。
- (7) 債権者集会において決議をする事項を可決するには、議決権者(議決権を行使することができる本債券の債権者をいう。以下本募集要項において同じ。)の議決権の総額の5分の1以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意がなければならない。
- (8) 前号の場合においては、以下のいずれかに該当する決議をすることはできないものとし、これらに該当する決議がされた場合、かかる決議は効力を有しない。
 - ①債権者集会の招集の手続又はその決議の方法が法令又は本要項の定めに違反する とき
 - ②決議が不正の方法によって成立するに至ったとき
 - ③決議が著しく不公正であるとき
 - ④決議が本債券の債権者の一般の利益に反するとき
- (9) 本債券の債権者は、本人又はその代理人によって、債権者集会に出席することができる。当機構は、その代表者を当該集会に出席させ、又は書面により意見を述べることができる。本人又はその代理人が当該集会に出席しない本債券の債権者は、募集の受託会社が定めるところにしたがい、書面によって議決権を行使することができる。書面によって行使した議決権の額は、出席した議決権者の議決権の額に算入する。
- (10)債権者集会の決議は、本債券を有するすべての債権者に対して効力を有するものとし、その執行は募集の受託会社があたるものとする。
- (11)本項に定めるほか債権者集会に関する手続は当機構と募集の受託会社が協議して定め、本欄第5項(2)に定める方法により公告する。
- (12)本項の手続に要する合理的な費用は、当機構の負担とする。
- 9. 募集の受託会社への事業概況等の報告
 - (1) 当機構は、毎年、事業の概況、決算の概況等が記載された書類を募集の受託会社に提出する。
 - (2) 募集の受託会社は、本債券の債権者の利益保護のために必要と認める場合は、法令、契約又は当機構の内部規則その他の定めに反しない範囲において、当機構に対し、業務、財産状況を知るために必要な書類の提出を請求することができる。

4. 債券の引受け及び債券発行事務の委託(10年債)

	引受人の氏名又は名称	住所	引受金額	引受けの条件
債券の引受	みずほ証券株式会社 野村證券株式会社 SMBC日興証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 東京都中央区日本橋一丁目9番1号 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	百万円 4,000 3,000 3,000	1. 引受人は、 本債券の を 額に同して を でしてを の の 本債 手 が 数 終 万 と で で の の と で る の の と で る の の と で る の と で る の と で る の と で の と で の の と で る の の と で る の の と で の と で の か の の と で の の の と で の の の と で の の の の の の
	計		10,000	ه و از ک
債券	债券発行事務 受託会社の名称	住所		
債券発行事務の受託	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号		

5. 新規発行債券(15年債)

銘 柄	第 127 回鉄道建設・運輸施設 整備支援機構債券	債券の総額	金 13, 000, 000, 000 円
社債、株式等の 本債券は、社債、株式等の振替に関 振 替 に 関 す る する法律 (平成 13 年法律第 75 号) 法 律 の 適 用 の規定の適用を受けるものとする。		発 行 価 額の 総 額	金 13, 000, 000, 000 円
各債券の金額	1,000 万円	申込期間	令和元年 5 月 23 日
発 行 価 格	各債券の金額 100 円につき金 100 円	申込証拠金	各債券の金額 100 円につき金 100 円 とし、払込期日に払込金に振替充当 する。 申込証拠金には、利息を付けない。
利 率	年 0. 292 パーセント	払 込 期 日	令和元年 5 月 30 日
利 払 日	毎年3月20日及び9月20日	申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店 及び国内各支店
償 還 期 限	還 期 限 令和 16 年 5 月 30 日		株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1番1号
募集の方法	一般募集		
利息支払の方法	第1回の利払期日としてその1 20日の2回に、各その日まで (2) 発行日の翌日から第1回の利: の場合に半箇年に満たない利, する。	日までの分を支払いの前半箇年分を支 い期日までの期間 息を支払うときは 業日に当たるときん	でこれをつけ、令和元年9月20日をい、その後、毎年3月20日及び9月払う。 につき利息を計算するとき及び償還、半箇年の日割をもってこれを計算 は、その前日にこれを繰り上げる。
償還の方法	 1. 償還金額 各債券の金額 100 円につき金 2. 償還の方法及び期限 (1) 本債券の元金は、令和 16 年 5 (2) 償還すべき日が銀行休業日に (3) 本債券の買入消却は、発行日の 	月 30 日にその総智 当たるときは、その	の前日にこれを繰り上げる。
担保		鉄道建設・運輸施 施設整備支援機構	設整備支援機構法の定めるところに (以下「当機構」という。) の財産に
財務 担保提供制限	該当条項なし(本債券は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。)		
0	該当条項なし		

- 1. 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付
 - (1) 株式会社格付投資情報センター(以下「R&I」という。)

本債券について、当機構は R&I から A A の信用格付を令和元年 5 月 23 日付で取得している。

R&I の信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性(信用力)に対する R&I の意見である。R&I は信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&I の信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&I は、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R&I は、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&I は、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、

利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったと R&I が判断した場合、発行体格付又は保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。

本債券の申込期間中に本債券に関して R&I が公表する情報へのリンク先は、R&I のホームページ (https://www.r-i.co.jp/rating/index.html) の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるリポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することが出来ない可能性がある。その場合の連絡先は以下の通り。

R&I:電話番号 03-6273-7471

(2) ムーディーズ・ジャパン株式会社(以下「ムーディーズ」という。) 本債券について、当機構はムーディーズからA1の信用格付を令和元年5月23日付で取得している。

ムーディーズの信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相 対的信用リスクについてのムーディーズの現時点の意見である。ムーディーズは、 信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデ フォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産上の損失と定義して いる。ムーディーズの信用格付は、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動性リ スク及びその他のリスクについて言及するものではない。ムーディーズの信用格付 は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、 又は保有を推奨するものではない。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっ ても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商 品性及び特定の目的への適合性について、(明示的、黙示的を問わず)いかなる保証 も行っていない。発行体又は債務の信用リスクは、発行体から入手した情報、又は 公開情報に基づき評価される。ムーディーズは、信用格付を付与する際に用いる情 報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考え られるものであることを確保するため、すべての必要な措置を講じている。しかし、 ムーディーズは監査を行うものではなく、格付の過程で受領した情報について常に 独自に確認することはできない。ムーディーズは、必要と判断した場合に本格付を 変更することがある。また、ムーディーズは、資料、情報の不足や、その他の状況 により、本格付を取り下げることがある。

本債券の申込期間中に本債券に関してムーディーズが公表する情報へのリンク先は、ムーディーズのホームページ(http://www.moodys.co.jp/)の「当社格付に関する情報」の「レポート」コーナーの「プレスリリース – ムーディーズ・ジャパン」をクリックして表示される「格付情報:ムーディーズ・ジャパン株式会社」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することが出来ない可能性がある。その場合の連絡先は以下の通り。

ムーディーズ: 電話番号 03-5408-4100

2. 募集の受託会社

- (1) 本債券に関する募集の受託会社(以下「募集の受託会社」という。) は、株式会社みずほ銀行とする。
- (2) 募集の受託会社は、本債券の債権者のために本債券に基づく支払の弁済を受け、又は本債券の債権者の権利の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限及び義務を有する。
- (3) 募集の受託会社は、法令、本債券の発行要項(以下「本要項」という。)並びに当機構及び募集の受託会社との間の令和元年5月23日付第127回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券募集委託契約証書(以下「募集委託契約」という。)に定める職務を行う。
- (4) 本債券の債権者は、募集委託契約に定める募集の受託会社の権限及び義務に関する すべての規定の利益並びに募集の受託会社によるかかる権限の行使及びかかる義務 の履行による利益を享受することができる。
- 3. 期限の利益喪失に関する特約

当機構は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本債券について期限の利益を失う。

- (1) 当機構が別記「利息支払の方法」欄第1項又は別記「償還の方法」欄第2項の規定 に違背し、5営業日以内に履行又は治癒されないとき。
- (2) 当機構が発行する本債券以外の債券又はその他の借入金債務について期限の利益を 喪失し、又は期限が到来したにもかかわらず5営業日以内にその弁済をすることが できないとき。又は、当機構以外の債券若しくはその他の借入金債務に対して当機 構が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、契約上定められ た保証債務を履行すべき期間の最終日から5営業日以内にその履行がされないと き。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が30億円を超えない場合は、この限 りでない。
- (3) 当機構が解散することを定める法令及び解散の期日を定める法令が公布され、かつ 当機構の解散期日の1箇月前までに、本債券の債務の総額について他の法人に承継 する法令が公布されていないとき。
- (4) 法令若しくは裁判所の決定により、当機構又は当機構が解散して本債券の債務を承継した法人に対して、破産手続、株式会社における更生手続、特別清算手続その他これらに準ずる倒産処理手続に相当する手続が開始されたとき。
- 4. 期限の利益喪失の公告

前項の規定により当機構が本債券について期限の利益を喪失したときは、募集の受託 会社はその旨を本欄第5項(2)に定める方法により公告する。

- 5. 公告の方法
 - (1) 本債券に関し、本債券の債権者の利害に関係を有する事項であって、募集の受託会社が債権者にこれを通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。
 - (2) 本債券につき公告の必要が生じた場合は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、官報並びに東京都及び大阪市で発行される各1種以上の新聞紙にこれを掲載することにより行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。
- 6. 債券原簿の公示

当機構は、その本社に債券原簿を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

- 7. 本要項の変更
 - (1) 当機構は、募集の受託会社と協議のうえ、本債券の債権者の利害に重大なる関係を有する事項を除き、本要項を変更することができる。
 - (2) 前号に基づき本要項が変更されたときは、当機構はその内容を公告する。ただし、当機構と募集の受託会社が協議のうえ不要と認めた場合は、この限りでない。
- 8. 本債券の債権者集会
 - (1) 本債券の債権者集会(以下「債権者集会」という。)は、本債券の全部についてする その支払の猶予その他本債券の債権者の利害に重大な影響を及ぼす事項について決 議をすることができる。
 - (2) 債権者集会は、東京都において行う。
 - (3) 債権者集会は、当機構又は募集の受託会社がこれを招集するものとし、債権者集会の日の3週間前までに、債権者集会を招集する旨及び債権者集会の目的である事項 その他必要な事項を公告する。

- (4) 本債券総額(償還済みの額を除く。また、当機構が有する本債券の金額はこれに算入しない。)の10分の1以上に当たる本債券を有する債権者は、債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を募集の受託会社に提出して、債権者集会の招集を請求することができる。
- (5) 本債券の債権者は、債権者集会において、その有する本債券の金額(償還済みの額を除く。)に応じて、議決権を有するものとする。
- (6) 前号の規定にかかわらず、当機構は、その有する本債券については、議決権を有しない。
- (7) 債権者集会において決議をする事項を可決するには、議決権者(議決権を行使することができる本債券の債権者をいう。以下本募集要項において同じ。)の議決権の総額の5分の1以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意がなければならない。
- (8) 前号の場合においては、以下のいずれかに該当する決議をすることはできないものとし、これらに該当する決議がされた場合、かかる決議は効力を有しない。
 - ①債権者集会の招集の手続又はその決議の方法が法令又は本要項の定めに違反する とき
 - ②決議が不正の方法によって成立するに至ったとき
 - ③決議が著しく不公正であるとき
 - ④決議が本債券の債権者の一般の利益に反するとき
- (9) 本債券の債権者は、本人又はその代理人によって、債権者集会に出席することができる。当機構は、その代表者を当該集会に出席させ、又は書面により意見を述べることができる。本人又はその代理人が当該集会に出席しない本債券の債権者は、募集の受託会社が定めるところにしたがい、書面によって議決権を行使することができる。書面によって行使した議決権の額は、出席した議決権者の議決権の額に算入する。
- (10)債権者集会の決議は、本債券を有するすべての債権者に対して効力を有するものとし、その執行は募集の受託会社があたるものとする。
- (11)本項に定めるほか債権者集会に関する手続は当機構と募集の受託会社が協議して定め、本欄第5項(2)に定める方法により公告する。
- (12)本項の手続に要する合理的な費用は、当機構の負担とする。
- 9. 募集の受託会社への事業概況等の報告
 - (1) 当機構は、毎年、事業の概況、決算の概況等が記載された書類を募集の受託会社に提出する。
 - (2) 募集の受託会社は、本債券の債権者の利益保護のために必要と認める場合は、法令、 契約又は当機構の内部規則その他の定めに反しない範囲において、当機構に対し、 業務、財産状況を知るために必要な書類の提出を請求することができる。

6. 債券の引受け及び債券発行事務の委託(15年債)

	引受人の氏名又は名称	住所	引受金額	引受けの条件
債券の引受	みずほ証券株式会社 野村證券株式会社 SMBC日興証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 東京都中央区日本橋一丁目9番1号 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	百万円 5,200 3,900 3,900	1. 引受人は、 本質に同り受験である。 本質に同り受験である。 ないでする。 2. 本質は、 ないでする。 4,550 とする。
	計		13, 000	٥ و ١ و
債券	債券発行事務 受託会社の名称	住所		
債券発行事務の受託	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号		

7. 新規発行債券(30年債)

銘 柄	第 128 回鉄道建設・運輸施設 整備支援機構債券	債券の総額	金 10, 000, 000, 000 円
│ 振 替 に 関 す る │ する法律(平成 13 年法律第 75 号) │		発 行 価 額 の 総 額	金 10, 000, 000, 000 円
各債券の金額	1,000 万円	申 込 期 間	令和元年5月23日
発 行 価 格	各債券の金額 100 円につき金 100 円	申込証拠金	各債券の金額 100 円につき金 100 円 とし、払込期日に払込金に振替充当 する。 申込証拠金には、利息を付けない。
利 率	年 0.634 パーセント	払 込 期 日	令和元年5月30日
利 払 日	毎年3月20日及び9月20日	申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店 及び国内各支店
償 還 期 限	令和 31 年 5 月 28 日	振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1番1号
募集の方法	一般募集		
利息支払の方法 1. 利息支払の方法及び期限 (1) 本債券の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれをつけ、令和元年第1回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年3月2020日の2回に、各その日までの前半箇年分を支払う。 (2) 発行日の翌日から第1回の利払期日までの期間につき利息を計算するとの場合に半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもってする。 (3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰(4) 償還期日後は、利息をつけない。			ハ、その後、毎年3月20日及び9月払う。 につき利息を計算するとき及び償還 、半箇年の日割をもってこれを計算
償還の方法	1. 償還金額		
	各債券の金額 100 円につき金	100 円	
 2. 償還の方法及び期限 (1) 本債券の元金は、令和31年5月28日にその総額を償還する。 (2) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。 (3) 本債券の買入消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。 			の前日にこれを繰り上げる。
担保	本債券の債権者は、独立行政法人	鉄道建設・運輸施	設整備支援機構法の定めるところに
より、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(以一			
財務 担保提供制限	ついて、他の債権者に先だって自己の債権の弁済を受ける権利を有する。 該当条項なし(本債券は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。)		
0	該当条項なし		

- 1. 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付
- (1) 株式会社格付投資情報センター(以下「R&I」という。)

本債券について、当機構は R&I から A A の信用格付を令和元年 5 月 23 日付で取得している。

R&I の信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性(信用力)に対する R&I の意見である。R&I は信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&I の信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&I は、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R&I は、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&I は、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。

利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったと R&I が判断した場合、発行体格付又は保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。

本債券の申込期間中に本債券に関して R&I が公表する情報へのリンク先は、R&I のホームページ (https://www.r-i.co.jp/rating/index.html) の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるリポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することが出来ない可能性がある。その場合の連絡先は以下の通り。

R&I:電話番号 03-6273-7471

(2) ムーディーズ・ジャパン株式会社(以下「ムーディーズ」という。) 本債券について、当機構はムーディーズからA1の信用格付を令和元年5月23日付で取得している。

ムーディーズの信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相 対的信用リスクについてのムーディーズの現時点の意見である。ムーディーズは、 信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデ フォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産上の損失と定義して いる。ムーディーズの信用格付は、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動性リ スク及びその他のリスクについて言及するものではない。ムーディーズの信用格付 は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、 又は保有を推奨するものではない。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっ ても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商 品性及び特定の目的への適合性について、(明示的、黙示的を問わず)いかなる保証 も行っていない。発行体又は債務の信用リスクは、発行体から入手した情報、又は 公開情報に基づき評価される。ムーディーズは、信用格付を付与する際に用いる情 報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考え られるものであることを確保するため、すべての必要な措置を講じている。しかし、 ムーディーズは監査を行うものではなく、格付の過程で受領した情報について常に 独自に確認することはできない。ムーディーズは、必要と判断した場合に本格付を 変更することがある。また、ムーディーズは、資料、情報の不足や、その他の状況 により、本格付を取り下げることがある。

本債券の申込期間中に本債券に関してムーディーズが公表する情報へのリンク先は、ムーディーズのホームページ(http://www.moodys.co.jp/)の「当社格付に関する情報」の「レポート」コーナーの「プレスリリース – ムーディーズ・ジャパン」をクリックして表示される「格付情報:ムーディーズ・ジャパン株式会社」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することが出来ない可能性がある。その場合の連絡先は以下の通り。

ムーディーズ: 電話番号 03-5408-4100

2. 募集の受託会社

- (1) 本債券に関する募集の受託会社(以下「募集の受託会社」という。) は、株式会社みずほ銀行とする。
- (2) 募集の受託会社は、本債券の債権者のために本債券に基づく支払の弁済を受け、又は本債券の債権者の権利の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限及び義務を有する。
- (3) 募集の受託会社は、法令、本債券の発行要項(以下「本要項」という。)並びに当機構及び募集の受託会社との間の令和元年5月23日付第128回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券募集委託契約証書(以下「募集委託契約」という。)に定める職務を行う。
- (4) 本債券の債権者は、募集委託契約に定める募集の受託会社の権限及び義務に関する すべての規定の利益並びに募集の受託会社によるかかる権限の行使及びかかる義務 の履行による利益を享受することができる。
- 3. 期限の利益喪失に関する特約

当機構は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本債券について期限の利益を失う。

- (1) 当機構が別記「利息支払の方法」欄第1項又は別記「償還の方法」欄第2項の規定 に違背し、5営業日以内に履行又は治癒されないとき。
- (2) 当機構が発行する本債券以外の債券又はその他の借入金債務について期限の利益を 喪失し、又は期限が到来したにもかかわらず5営業日以内にその弁済をすることが できないとき。又は、当機構以外の債券若しくはその他の借入金債務に対して当機 構が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、契約上定められ た保証債務を履行すべき期間の最終日から5営業日以内にその履行がされないと き。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が30億円を超えない場合は、この限 りでない。
- (3) 当機構が解散することを定める法令及び解散の期日を定める法令が公布され、かつ 当機構の解散期日の1箇月前までに、本債券の債務の総額について他の法人に承継 する法令が公布されていないとき。
- (4) 法令若しくは裁判所の決定により、当機構又は当機構が解散して本債券の債務を承継した法人に対して、破産手続、株式会社における更生手続、特別清算手続その他これらに準ずる倒産処理手続に相当する手続が開始されたとき。
- 4. 期限の利益喪失の公告

前項の規定により当機構が本債券について期限の利益を喪失したときは、募集の受託 会社はその旨を本欄第5項(2)に定める方法により公告する。

- 5. 公告の方法
 - (1) 本債券に関し、本債券の債権者の利害に関係を有する事項であって、募集の受託会社が債権者にこれを通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。
 - (2) 本債券につき公告の必要が生じた場合は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、官報並びに東京都及び大阪市で発行される各1種以上の新聞紙にこれを掲載することにより行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。
- 6. 債券原簿の公示

当機構は、その本社に債券原簿を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

- 7. 本要項の変更
 - (1) 当機構は、募集の受託会社と協議のうえ、本債券の債権者の利害に重大なる関係を有する事項を除き、本要項を変更することができる。
 - (2) 前号に基づき本要項が変更されたときは、当機構はその内容を公告する。ただし、当機構と募集の受託会社が協議のうえ不要と認めた場合は、この限りでない。
- 8. 本債券の債権者集会
 - (1) 本債券の債権者集会(以下「債権者集会」という。)は、本債券の全部についてする その支払の猶予その他本債券の債権者の利害に重大な影響を及ぼす事項について決 議をすることができる。
 - (2) 債権者集会は、東京都において行う。
 - (3) 債権者集会は、当機構又は募集の受託会社がこれを招集するものとし、債権者集会の日の3週間前までに、債権者集会を招集する旨及び債権者集会の目的である事項 その他必要な事項を公告する。

- (4) 本債券総額(償還済みの額を除く。また、当機構が有する本債券の金額はこれに算入しない。)の10分の1以上に当たる本債券を有する債権者は、債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を募集の受託会社に提出して、債権者集会の招集を請求することができる。
- (5) 本債券の債権者は、債権者集会において、その有する本債券の金額(償還済みの額を除く。)に応じて、議決権を有するものとする。
- (6) 前号の規定にかかわらず、当機構は、その有する本債券については、議決権を有しない。
- (7) 債権者集会において決議をする事項を可決するには、議決権者(議決権を行使することができる本債券の債権者をいう。以下本募集要項において同じ。)の議決権の総額の5分の1以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意がなければならない。
- (8) 前号の場合においては、以下のいずれかに該当する決議をすることはできないものとし、これらに該当する決議がされた場合、かかる決議は効力を有しない。
 - ①債権者集会の招集の手続又はその決議の方法が法令又は本要項の定めに違反する とき
 - ②決議が不正の方法によって成立するに至ったとき
 - ③決議が著しく不公正であるとき
 - ④決議が本債券の債権者の一般の利益に反するとき
- (9) 本債券の債権者は、本人又はその代理人によって、債権者集会に出席することができる。当機構は、その代表者を当該集会に出席させ、又は書面により意見を述べることができる。本人又はその代理人が当該集会に出席しない本債券の債権者は、募集の受託会社が定めるところにしたがい、書面によって議決権を行使することができる。書面によって行使した議決権の額は、出席した議決権者の議決権の額に算入する。
- (10)債権者集会の決議は、本債券を有するすべての債権者に対して効力を有するものとし、その執行は募集の受託会社があたるものとする。
- (11)本項に定めるほか債権者集会に関する手続は当機構と募集の受託会社が協議して定め、本欄第5項(2)に定める方法により公告する。
- (12)本項の手続に要する合理的な費用は、当機構の負担とする。
- 9. 募集の受託会社への事業概況等の報告
 - (1) 当機構は、毎年、事業の概況、決算の概況等が記載された書類を募集の受託会社に提出する。
 - (2) 募集の受託会社は、本債券の債権者の利益保護のために必要と認める場合は、法令、 契約又は当機構の内部規則その他の定めに反しない範囲において、当機構に対し、 業務、財産状況を知るために必要な書類の提出を請求することができる。

8. 債券の引受け及び債券発行事務の委託(30年債)

	引受人の氏名又は名称	住所	引受金額	引受けの条件
債券の引受	みずほ証券株式会社 野村證券株式会社 SMBC日興証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 東京都中央区日本橋一丁目9番1号 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	百万円 4,000 3,000 3,000	1. 引受人は、本債券の会でである。 共同のである。 本債券の引 受 を の引 受 が 変 が 変 が 変 が 変 が が 変 が が で ない かい
	計		10, 000	とする。
債券	債券発行事務 受託会社の名称	住所		
債券発行事務の受託	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号		

9. 本債券の発行により調達する資金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
43, 000, 000, 000 円	164, 636, 577 円	42, 835, 363, 423 円

⁽注)上記金額は、第125回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券、第126回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券、 第127回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券及び第128回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券の合計金額で す。

(2) 手取金の使途

上記の手取概算額 42,835,363,423 円は、令和元年 6 月までに独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法 第 13 条第 1 項第 6 号及び第 10 号の業務に充当する予定です。

当機構は、サステナビリティファイナンスを行うために、以下の基準等に則したサステナビリティファイナンス・フレームワークを策定しました。当機構のサステナビリティファイナンスは、環境(グリーン)性と社会(ソーシャル)性の両方への貢献、債券発行(ボンド)や市中借入(ローン)などを内包した資金調達手段です。

- ・ 「気候ボンド標準 2.1 版 (Climate Bond Standard (Version 2.1))」、「低炭素陸上交通及び気候ボンド標準 1.0 版 (Low Carbon Land Transport and the Climate Bonds Standard (Version 1.0))」: 国際 NGO である気候ボンドイニシアチブ (以下「CBI」という。) 策定
- ・ 「グリーンボンド原則(Green Bond Principles)2018」、「ソーシャルボンド原則(Social Bond Principles)

2018」、「サステナビリティボンド・ガイドライン (Sustainability Bond Guidelines) 2018」、「持続可能な 開発目標へのハイレベルマッピング 2018」: 国際資本市場協会 (ICMA) 策定

- 「グリーンボンドガイドライン 2017 年版」:環境省策定
- ・ 「グリーンローン原則 (Green Loan Principles) 2018」: 英国のローン・マーケット・アソシエーション (Loan Market Association) 及びアジア太平洋地域のアジア・パシフィック・ローン・マーケット・アソシエーション (Asia Pacific Loan Market Association) 策定

<サステナビリティファイナンス・フレームワーク>

① 調達資金の使途

- ・ サステナビリティファイナンスにて調達した資金は、「鉄道建設プロジェクト (建設勘定)」、「船舶共有建造プロジェクト (海事勘定)」の建設/建造資金または借換資金に充当されます。
- 両プロジェクトを通じて、下記の国連の持続可能な開発目標(SDGs)の達成に貢献します。

両プロジェクトが貢献する目標

- 9. 産業と技術革新の基盤をつくろう
- 11. 住み続けられるまちづくりを
- 13. 気候変動に具体的な対策を

船舶共有建造プロジェクトが貢献する目標

- 8. 働きがいも経済成長も
- 14. 海の豊かさを守ろう
- ② プロジェクトの評価と選定のプロセス
- ・ 当機構が実施するプロジェクトについては、国土交通政策の一部として環境面を含む専門的知見のある外部機関が関与する等して評価・選定されております。
- ・ また環境改善効果 (CO2 削減等) の観点からのプロジェクトの検討は、当機構の各事業部が実施しております。
- ③ 調達資金の管理
- ・ 調達資金の経理区分や資金使途の適切性は会計検査院の検査や業務監査、監査法人の会計監査などにより常時 点検・確認されており、調達資金の管理の適切性は確保されております。
- ・ 当機構では業務に応じ5つの勘定による区分経理を実施しております。また各プロジェクト単位で個別の資金 管理を実施している為、調達資金が他のプロジェクトに充当されることはありません。
- ④ レポーティング
- 毎年度、当機構 HP 掲載の事業報告書等で各プロジェクト毎の支出状況等を開示しております。
- ・ 加えて、環境的・社会的便益や調達資金の充当状況については、当機構 HP で年1回程度、開示予定です。

サステナビリティファイナンスに対する第三者評価として、DNV GL ビジネス・アシュアランス・ジャパン株式会社(以下「DNV GL」という。)より、「サステナビリティファイナンス適格性検証報告書」を取得しております。当該報告書において、当機構のサステナビリティファイナンスが前述の基準等に適合する旨確認されております。また、当機構のサステナビリティファイナンス・フレームワークによるサステナビリティボンドについては、アジアで初めて CBI からのプログラム認証を取得しております。

【参考】サステナビリティファイナンス適格性検証報告書(発行者:DNV GL)

https://www.jrtt.go.jp/05Ir/data-sustainability/sustain-20190131Japanese.pdf

第2 参照情報

1.参照書類

当機構の経理の状況等、その他の事業の内容に関する重要な事項及びその他の事項については、本説明書法人情報の部(平成30年8月8日現在)をご参照下さい。

2. 参照書類の補完情報

(I)「事業等のリスク」について

本債券の発行者である当機構の詳細について記載し、本説明書証券情報の部と一体をなす本説明書法人情報の部 (平成30年8月8日現在)に記載の「事業等のリスク」について、本説明書証券情報の部作成日(令和元年5月23日)までの間に生じた変更その他の事由はありません。また、本説明書法人情報の部には、将来に関する事項が記載されておりますが、本説明書証券情報の部作成日(令和元年5月23日)現在においてもその判断に変更はありません。

(Ⅱ<u>)その他</u>

上記「(I)「事業等のリスク」について」のほか、本説明書法人情報の部(平成30年8月8日現在)につき、本説明書証券情報の部作成日(令和元年5月23日)までの間において変更が生じた事項を以下に一括して記載いたします(変更箇所は下線で示しております。)。なお、本説明書法人情報の部中及び以下における平成31年5月1日以降の「平成」による年の表示については「令和」による応当年に読み替えるものとします。

第1 法人の概況

3. 事業の内容

(1)設立の経緯及び目的

(略)

さらに、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律(平成30年法律第40号)の成立・公布 に伴い、平成30年8月31日より、海外高速鉄道調査等業務等(新幹線鉄道(機構法第四条第三号に規定する新幹 線鉄道をいう。)の技術が活用され、又は活用されることが見込まれる海外の高速鉄道に関する調査、測量、設計、 工事管理、試験及び研究を行う業務等)が追加されました。

(2) 資本金の構成

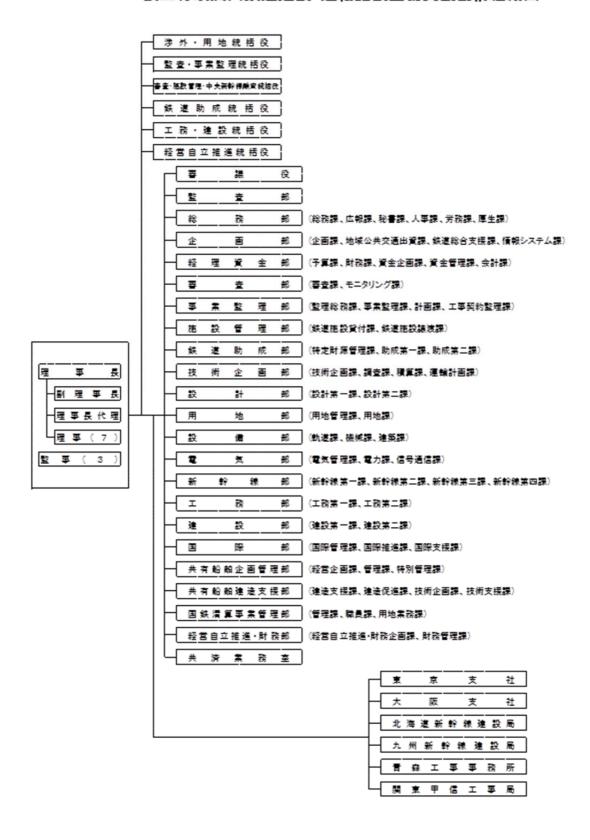
当機構の資本金は 1,151 億 6,970 万 6,543 円 (令和元年 5 月 1 日現在) であり、全額が政府出資金です。各勘定の構成は以下の通りです。

(内訳)

	(単位:百万円)
建設勘定	. 51, 508
海事勘定	63, 567
	• -
助成勘定	
- 特例	
行列未扮剪定	
資本合計	<u>115, 170</u>

(3)組織図(平成31年4月1日現在)

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構組織図



(6) 当機構の業務内容について

当機構の業務は、機構法第13条並びに附則第11条及び債務等処理法第13条の規定により、①「鉄道建設業務」、②「国際業務」、③「船舶共有建造業務」、④「地域公共交通出資等業務」、⑤「内航海運活性化融資業務」、⑥「鉄道助成業務」及び⑦「国鉄清算業務」から構成されております。

①鉄道建設業務

(7) 新幹線鉄道

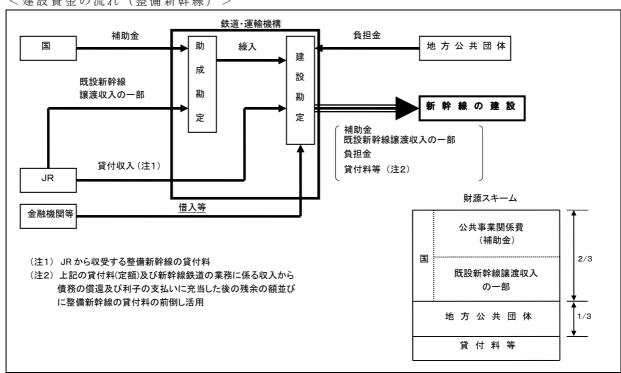
(略)

<整備新幹線>

、正 M が + T M / 2				
線名	区間	線 路 延 長	備考	
小汽汽车车	新青森·新函館北斗	149km	平成28年3月開業	
北海道新幹線	新函館北斗·札幌	<u>212</u> km	建設中	
まった かいまく 今日	盛岡・八戸	97km	平成14年12月開業	
東北新幹線	八戸·新青森	82km	平成22年12月開業	
	高崎·長野	117km	平成9年10月開業	
北陸新幹線	長野·金沢	228km	平成27年3月開業	
	金沢・敦賀	125km	建設中	
	博多·新八代	130km	平成23年3月開業	
九州新幹線	新八代·鹿児島中央	127km	平成16年3月開業	
	武雄温泉·長崎	66km	建設中	
⇒I	営業中	929km		
計	建設中	403km		
合 計		1,332km	駅間距離	

- (注1) 単位未満四捨五入のため、計及び合計は必ずしも一致しません。
- (注2) 新函館北斗は、工事実施計画上は新函館(仮称)といいます。

<建設資金の流れ(整備新幹線)>



(ウ) 都市鉄道

(略)

(i)民鉄線

大都市圏における民鉄線の建設及び大改良を行うことにより、輸送力の増強と通勤・通学の混雑の緩和を目的としたものであり、北総線、東葉高速線、埼玉高速鉄道線及びみなとみらい線等の建設並びに小田原線、京 王線及び伊勢崎線等の大改良(複々線化等)があります。これらの路線は既に完成し、各鉄道事業者へ譲渡されております。

(略)

(カ) 受託事業

受託事業は鉄道事業者や地方公共団体等からの要請に基づき、鉄道に関する工事、調査、測量、設計、試験及び研究を行うもので、これまでに中部国際空港連絡鉄道線、仙台地下鉄東西線等合計 33 件の建設工事と鉄道事業者・地方公共団体等からの鉄道整備計画に伴う調査業務を実施しており、当機構の鉄道建設に対するルート選定、環境アセスメントといった調査から設計、施工、竣工に至る一貫したプロジェクトマネージメントにおける総合的な技術力、新工法や環境対策などの土木関連での技術開発が活かされております。平成 30 年度の受託工事は、えちぜん鉄道福井駅付近連続立体化工事等を行いました。また、計画段階の建設計画等の調査業務として、平成30 年度は、小田急多摩線延伸線等の調査を実施しました。他には、平成28 年熊本地震で被災した南阿蘇鉄道株式会社の復旧支援として、第一白川橋りょうの設計照査業務を行いました。

このように当機構が技術面での支援機関として調査等も含めて委託されている状況は、各鉄道事業者が建設に係る事業よりもむしろ施設の維持管理に係る事業が主体となっていること、さらには、新線建設期間中に必要となる建設技術者を新たに確保するよりも、現在、全国をカバーする唯一の公的鉄道技術集団として、高度な技術力を有する当機構を活用する方が経済的であると考えているためだと思慮されます。なお、建設工事の財源は、全額委託者からの資金を充当し、完成後は鉄道施設を引き渡すこととなっております。

<受託工事(平成30年度)の主な実績>

受託件名	委託者	受託内容	備考
えちぜん鉄道福井駅付近 連 続 立 体 化 工 事	えちぜん鉄道株式会社	勝山永平寺線、三国芦原線 及び入出庫線の仮線及び 計画線工事	

<受託調査等(平成30年度)の主な実績>

受託件名	委託者	受託内容	備考
小田急多摩線延伸の検討に 係る調査	小田急多摩線延伸検討会	鉄道整備に係る基礎調査	
大阪国際空港アクセス鉄道 調査	阪急電鉄株式会社	鉄道整備に係る基礎調査	
地下鉄7号線延伸線建設に 向けた計画設計業務	<u>さいたま市</u>	鉄道整備に係る基礎調査	
南阿蘇鉄道災害復旧工事第 一白川橋りょう設計等に係 る照査業務	南阿蘇鉄道株式会社	災害復旧に係る設計照査	

②国際業務

当機構は海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律(平成30年法律第40号)に基づき、従来より他の業務の遂行に支障の無い範囲内で行ってきた海外の鉄道に関する技術協力等の業務に加え、我が国の新幹線技術の活用が見込まれる海外高速鉄道に関する調査等の業務を行います。

③船舶共有建造業務

(略)

④地域公共交通出資等業務

(略)

⑤内航海運活性化融資業務

(略)

<u>⑥</u>鉄道助成業務

(ウ) 低利資金の融通又は無利子での貸付

(略)

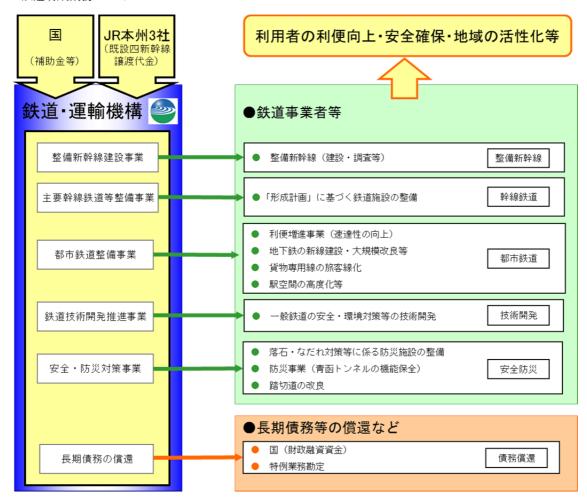
・同様に既設新幹線譲渡収入を財源として、主要幹線鉄道又は都市鉄道の建設・大改良に関する事業について、 東京地下鉄株式会社(旧帝都高速度交通営団。以下「東京メトロ」という。)及び旧公団(建設勘定)に対し、 無利子貸付を行いました(なお、当該事項に係る貸付けは平成19年度までであり、その後新規貸付けは行っ ておりません。)。

貸付金については、東京メトロは平成 26 年 3 月をもって完済され、旧公団 (建設勘定) は<u>令和元年 5 月 1</u> <u>日</u>現在残高が 96,873 百万円です (旧公団・旧事業団から当機構への移行・統合に伴い、無利子貸付は助成勘 定と建設勘定間の事業資金の繰入・繰戻の形で行われております。)。

(エ) 財政融資資金を活用した資金の貸付等

「未来への投資を実現する経済対策」(平成28年8月2日閣議決定)により、東海旅客鉄道株式会社(以下「JR東海」という。)が行うリニア中央新幹線の全線開業を最大8年間前倒しすることとされたことを受け、平成28年度より、財政融資資金を借り入れ、JR東海に対し建設資金の一部貸し付けを行いました。貸付金残高は、令和元年5月1日現在30,000億円です。

<鉄道助成業務のスキーム>



⑦国鉄清算業務

(略)

(7) 損益構造について

⑤特例業務勘定

特例業務については、債務等処理法に基づき、旧清算事業団から承継した土地、JR株式の資産処分収入及び国鉄 改革に伴い設定された新幹線債権収入等により、旧国鉄職員の年金の給付に要する費用等を支払うスキームとなって おります。

旧国鉄職員の年金等の支払のための引当金は適正に確保しており、また、債務等処理法の一部を改正する法律の施行に伴い実施<u>している鉄道関連施策については、</u>特例業務勘定の収入の範囲内で実施することを予定しており、当機構の経営・財務状況に問題は生じないものと考えております。

各勘定の年度の予算、収支計画及び資金計画は年度計画にて規定されております。それらの具体的な内容につきましては当機構ホームページ(https://www.jrtt.go.jp/)の"機構案内"をご参照下さい。

4. 新幹線建設について

(2)整備新幹線建設の費用負担等について

整備新幹線は、当機構が建設しており、開業後も当機構が保有し、営業主体に有償で貸し付けることとされております。平成8年12月の政府・与党合意に基づき平成9年に全幹法及び関係政令が改正され、毎年度の建設費は、整備

新幹線の貸付料等収入の一部を充てた後、残額について国が3分の2 (国の公共事業関係費とJR旅客鉄道株式会社が当機構助成勘定に支払う既設新幹線(東海道新幹線等)譲渡収入等を含む)、地方公共団体が3分の1を負担することとされております。

(略)

5. 民鉄線事業について

(1) 民鉄線事業の仕組みについて

当機構の民鉄線事業は、大都市圏における通勤・通学輸送需要の増大に対処し、輸送力の増強及び混雑の緩和を図るため、民鉄線の建設及び大改良を目的として、昭和47年度にスタートしたものであり、平成31年3月末までに30線、210.0kmを譲渡しております。具体的には、既設線の複々線又は複線化工事、地下鉄及び地下鉄への直通都心乗入線工事、ニュータウン新線建設工事であって、大都市圏における輸送力の増強のため緊急に必要であるものを対象としております。

6. 鉄道建設業務等の概要について

(1) 新幹線の建設

平成31年度の新幹線建設の事業については、北海道新幹線(新青森・新函館北斗間、新函館北斗・札幌間)、北陸新幹線(金沢・敦賀間)及び九州新幹線(武雄温泉・長崎間)の3線4区間の建設を行います。

北海道新幹線の新青森・新函館北斗間 148.3km については、平成 28 年 3 月 26 日に開業しました。平成 30 年度は、 昨年度に引き続き、共用区間の高速化対応工事及び環境対策工事等を行います。

北海道新幹線の新函館北斗・札幌間 211.9km については、渡島トンネル、立岩トンネル及び後志トンネル等の工事を行います。また、昨年度に引き続き、用地取得や調査・設計を進めます。

北陸新幹線の金沢・敦賀間 114.6km については、新北陸トンネル等のトンネル工事並びに九頭竜川橋りょう等の橋りょう・高架橋工事をはじめ、全線にわたり土木工事<u>および一部の軌道工事</u>を進めます。また、<u>電気・建築など</u>開業設備工事の準備も進めます。

九州新幹線<u>の</u>武雄温泉・長崎間 67.0km については、長崎駅高架橋および大村車両基地路盤をはじめ、全線にわたり 土木工事を進めます。また、軌道・電気・建築など開業設備工事の発注も進めます。

整備計画路線であって、工事実施計画の認可を受けていない路線における整備新幹線建設推進高度化等事業は、工事を円滑に実施するための調査を行います。

(単位:百万円)

線 名・区 間	工事延長 km	平成 29 年度 実施額	平成 30 年度 事業費	平成 31 年度 <u>事業費</u>	完成予定 又は完成年度	鉄道事業者又は 軌道経営者
北海道新幹線						
新青森・新函館北斗間	148. 3	12, 781	3, 000	8,000	平成 31 年度末 (平成 28 年 3 月 26 日開業)	北海道旅客鉄道、株式会社
新函館北斗・札幌間	<u>211. 9</u>	29, 857	37, 000	48,700	新青森・新函館北 斗間の開業から 概ね20年後 ^(注4)	
北陸新幹線						東日本旅客鉄道 株式会社
長野・金沢間	231. 1	7, 688	_	=	平成 29 年度	西日本旅客鉄道 株式会社
金沢・敦賀間	114.6	127, 631	225, 000	<u>263, 800</u>	平成34年度末(注4)	西日本旅客鉄道 株式会社
九州新幹線					認可の目から概	九州旅客鉄道株

武雄温泉・長崎間	67. 0	67, 416	83, 000	<u>75, 800</u>	ね 10 年後 (注4)	式会社
着工区間計						
(3線4区間)	<u>541. 8</u>	245, 373	348, 000	396, 300		
建設推進高度化等事	業	2, 512	2, 500	<u>1, 561</u>		
合 計		247, 885	350, 500	397, 861		

- (注1) 平成29年度実施額は決算額、平成30年度<u>及び平成31年度</u>事業費は年度初の事業計画額としております。
- (注2)上表「着工区間計」の路線・区間数及び建設延長については、<u>平成31年度</u>事業費が計上されている路線の合計としております。
- (注3) 新函館北斗は、工事実施計画上は新函館(仮称)といいます。
- (注4) 完成予定は平成27年1月14日の政府・与党申合せにおいて、沿線地方公共団体の最大限の取組を前提に 前倒しを図ることとされました。

北海道新幹線(新函館北斗・札幌間): 平成 47 年度から 5 年前倒しし、平成 42 年度末の完成・開業を目指します。

北陸新幹線(金沢・敦賀間): 平成37年度から3年前倒しし、平成34年度末の完成・開業を目指します。 九州新幹線(武雄温泉・長崎間): 完成・開業時期を平成34年度から可能な限り前倒しします。

(2) 大都市における鉄道建設

当機構における都市鉄道の建設には、民鉄線と都市鉄道線があり、いずれも通勤・通学混雑の緩和を主な目的として、当機構が調達する財政融資資金借入金、無利子借入金等の長期安定資金を原資として鉄道施設の新設・大改良を行うものです。

これまでに、民鉄線は<u>みなとみらい線</u>など 30 線・210.0km を、都市鉄道線は札沼線、常磐新線(つくばエクスプレス)など 4 線・102.5km を建設・譲渡してきました。

平成30年度で民鉄線事業として実施してきた小田急小田原線(2)が完成・譲渡を完了したことから、平成31年度の 事業路線はありません。

(単位:百万円)

線名	区間	延長 Km	平成 29 年度 実施額	平成 30 年度 事業費	平成 31 年度 事業費	完	鉄道事業者又 は軌道経営者
小田原線 (2)	東北沢・ 和泉多摩川間	10. 4	1, 940	2, 200	_	平成30年度	小田急電鉄 株式会社

- (注1) 平成29年度実施額は決算額、平成30年度事業費は年度初の事業計画額としております。
- (注2) 民鉄線の実施額及び事業費に管理費は含まれていません。

(3)都市鉄道利便増進事業

神奈川東部方面線は、相鉄本線西谷駅からJR東海道貨物線横浜羽沢駅付近で、JR東海道貨物線へ乗り入れる相鉄・JR直通線と、JR東海道貨物線横浜羽沢駅付近から東急東横線・目黒線日吉駅で東急線に接続する相鉄・東急直通線を整備し、それぞれ相鉄線とJR線、相鉄線と東急線との相互直通運転を可能とするものです。

これらの路線によって、横浜市西部及び神奈川県央部と東京都心部との速達性が向上し、広域鉄道ネットワークの 形成と機能の高度化がなされ、さらに経路の選択肢の増加、横浜駅やJR東海道線等の既設路線の混雑緩和や乗換回 数の減少、地域の活性化等に寄与することが期待されます。また、二俣川・鶴ヶ峰副都心等のさらなる発展にも資す るものです。さらに、相鉄・東急直通線によって新幹線駅アクセスの向上が図られます。

平成31年度は、相鉄・JR直通線では、用地取得を進めるとともに、相鉄線内改修工事、横浜羽沢駅構内工事及び 西谷駅から羽沢駅(仮称)間の開業設備工事(軌道・機械・建築・電気)<u>及び電気諸試験</u>等を実施します。相鉄・東 急直通線では、用地取得を進めるとともに、羽沢トンネル工事、新横浜駅(仮称)工事、新横浜トンネル工事、新綱 島駅(仮称)工事、綱島トンネル工事及び東急東横線改築工事等を実施します。

(単位:百万円)

線名	区間	延長 Km	平成 29 年度 実施額	平成 30 年度 事業費	平成 31 年度 事業費	開業予定	鉄道事業者又は軌道 経営者
神奈川東部方面線		12. 7				下記参照	下記参照
【相鉄・JR 直通線	西谷·横浜羽 沢間	2. 7	43, 871	34, 776	<u>39, 235</u>	平成 31 年度 39, 235 下期 相模鉄道株式	相模鉄道株式会社
【相鉄・東急 直通線 】	横浜羽沢・ 日吉間	10. 0				平成 34 年度 下期	相模鉄道株式会社 東京急行電鉄株式会社

⁽注) 平成 29 年度実施額は決算額、平成 30 年度及び平成 31 年度事業費は年度初の事業計画額としております。

(4) 青函トンネルの改修工事(貸付鉄道施設改修事業)

青函トンネルは、整備新幹線と同様、当機構が財産を保有して北海道旅客鉄道株式会社に貸し付けている施設であり、将来にわたって同トンネルの機能保全を図る必要があります。平成 11 年度から青函トンネルの機能保全に係る鉄道防災事業として、防災設備、通信施設等の改修工事を行っており、平成 31 年度は、火災検知施設、電力施設及び変電所施設等の改修工事を行います。

(単位:百万円)

線名	区間	延長 K	平成 29 年度 実 施 額	平成 30 年度 事 業 費	平成31年度 事業費	鉄道事業者又は軌道経営者
津軽 海峡線	今別町浜名・ 知内町湯の里間	_	1,608	1, 290	<u>1, 625</u>	北海道旅客鉄道株式会社

⁽注) 平成29年度実施額は決算額、平成30年度及び平成31年度事業費は年度初の事業計画額としております。

(5)受託事業

受託事業は、地方公共団体や鉄道事業者等からの委託に基づき、建設工事及び調査設計業務を行うものです。 平成31年度は南阿蘇鉄道株式会社の復旧支援等を行います。

(単位:百万円)

線名	区間	延長	平成 29 年度 実施額	平成 30 年度 事業費	<u>平成31年度</u> 事業費	完成予定又 は完成年度	鉄道事業者又は 軌道経営者
		km	夫旭領	尹耒賃	尹耒賃	は元成十段	乳 担腔呂有
えちぜん鉄道	福井駅付近連続 立体化工事	2.6				平成 30 年度	えちぜん鉄道 株式会社
調査受託等							
計			9, 077	15, 190	18, 249		

⁽注) 平成29年度実施額は決算額、平成30年度及び平成31年度事業費は年度初の事業計画額としております。

(6) その他

上記のほか、国からの補助金で実施する新線等調査事業の都心直結線調査は、成田空港及び羽田空港と都心や郊外 を直結する新線整備の事業化を検討するために必要な基礎的資料等の作成を<u>行うものです。</u>平成 30 年度は、事業化 に向けた検討の深度化を図るため、主要施設の構造に関する基礎的検討及びルート精査に必要な地質調査などを<u>行いました。</u>

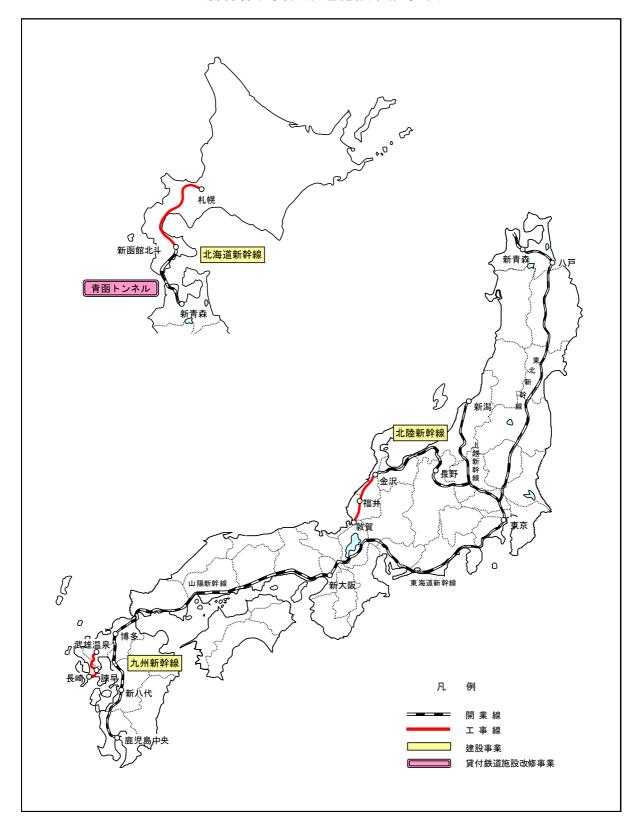
(単位:百万円)

線名	平成 29 年度 実施額	平成 30 年度 事業費	平成 31 年度 事業費	備考
都心直結線調査	37	40	=	

⁽注) 平成29年度実施額は決算額、平成30年度事業費は年度初の事業計画額としております。

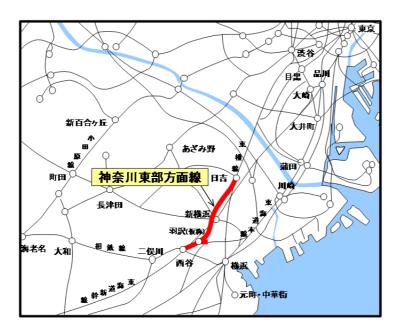
平成31年度 建設線等路線図

(新幹線、貸付鉄道施設改修事業)

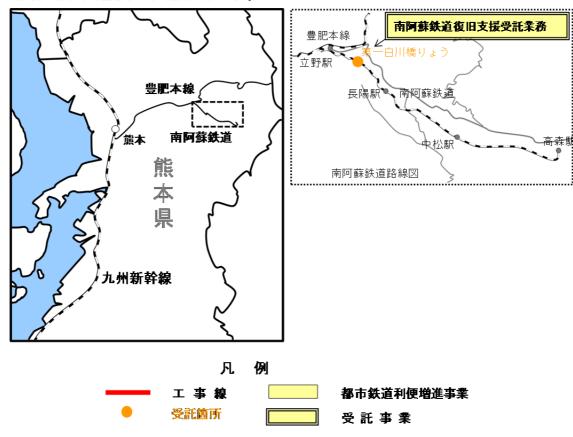


平成31年度 建設線等路線図

(都市鉄道利便增進事業)



(南阿蘇鉄道復旧支援受託業務)



9. 行政改革関連事項について

④当機構の設立時の貸借対照表について

(略)

<特例業務勘定>

(単位:百万円)

評価方法変更内容	変更理由	増減額
処分用土地の評価	旧国鉄用地は、原則として民間精通者(不動産鑑定士)による不動産価格評価に基づく価格から、工事原価及び販売経費等見込額を控除した正味実現可能価額を評価額とする。	33, 475
処分用有価証券の評価	上場株式 (JR東海及びJR西日本の株式) は、平成 15 年 10 月1日初値を評価額とする。また、未上場株式 (JR三島貨物会社) については、相続税の算定に当たって未公開の大企業の株式を評価する際に一般的に用いられている「類似業種比準価額方式」により評価を行うことが適正。	439, 302
処分用その他の資産の評価(処分用建物、処分用構築物、未成工事支出金)	処分用建物、構築物等(機能補償として整備しJRに引き渡す前の資産)は、JRと交換することが既に決定しているものであり、市場性を有する資産ではないため、帳簿価額を評価額とする。また、未成工事支出金に計上される資産は、工事完成時に処分用土地価格に上乗せされるため、帳簿価額を評価額とする。	<u>△29, 964</u>
関係会社の評価	旧国鉄用地の処分促進や暫定利用を行っている出資会社の株式 については、原則取得価額を評価額とする。但し、債務超過となっているものについては、ゼロ評価が適正。	△5,810

11. 役職員数の状況 (平成31年4月1日現在)

	<u>平成31年度</u>
役員数	13名
職員数	<u>1, 595名</u>

第2 事業の状況

2. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

(4) 国鉄清算業務関係

① 年金費用等の支払及び資産処分等の円滑な実施等

債務等処理法第13条の規定に基づき、旧国鉄職員の恩給の給付に要する費用、旧国鉄職員の年金の給付に要する費用、旧国鉄時代に発生した業務災害に係る業務災害補償費等について、円滑かつ確実に支払を実施します。

北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社の株式については、国等の関係機関との連携を図りつつ、各社の今後の経営状況の推移等を見極めながら、適切な処分方法の検討等を行います。

(5) 広報・情報提供機能の整備

④ パンフレット及び広報誌の活用

機構が果たしている役割、業務について国民の理解をより促進するため、<u>平成30年9月</u>に新パンフレットを作成しております。

同パンフレットは業務説明会や鉄道フェスティバルなどの各種イベントで配布しているほか、四半期ごとに広報誌を発行し、鉄道・船舶等関係事業者、関係官公庁、地方公共団体、大学等教育機関などに配布するとともにホームページに掲載して、積極的に情報発信を進めております。

(6)鉄道建設の低コスト化及び工期短縮への取組み

(略)

機構プログラムは終了しましたが、公共事業を経済的、効率的に実施していくためにも、同プログラムの考え方に基づきフォローアップを平成 29 年度まで継続し、平成 19 年度を基準として実績の把握を行うこととしております。ただし、国土交通省と同様に、総合コスト改善率の目標値は参考とし、新たな目標値は設定しないこととしました。 平成 30 年度以降は、第4期中期計画において技術開発の動向を踏まえてコスト縮減に努めると共に、コスト縮減効果を整理・機構内で共有を図ることとしております。

6. 研究開発活動

(1) 新技術、新工法の開発

当機構は、鉄道整備を担う公的機関として、地球環境問題や労働力不足、財政規模の縮小等社会的な状況を踏まえ、良質な鉄道を経済的かつ効率的に完成させることを基本に、

- ① 品質·信頼性、安全性向上
- ② 環境保全
- ③ 建設コストの縮減
- ④ 構造物の長寿命化、維持管理の効率化
- ⑤ 地域特性への適合
- ⑥ 鉄道整備計画策定の効率化

などを中心に、建設現場のニーズに直結した技術開発を進めております。<u>これまで進めてきた主な技術開発は、次の通りです。</u>

(略)

(3) 学会等の受賞実績

機構及びその前身たる旧公団における受賞の主なものは、次の通りです。

路線名	受賞年	間における受貨の王なも 学会名	賞種別	受賞業績名
	昭和61年	イタリア・ジェノバ市	コロンブス賞	青函トンネル
	昭和62年		内閣総理大臣顕彰	青函トンネルの完成
青函トンネル	昭和62年	 土木学会	技術賞	青函トンネルの建設
	平成26年	土木学会	技術賞	青函トンネルの耐久性能の検証・評価に よる健全性の確立
	平成13年	イタリア・プリミエロ	ルイジ・ネグレッリ賞	新幹線
	平成24年	「鉄道の日」実行委員会	日本鉄道賞	新幹線の新青森・鹿児島中央間の全通
新幹線	平成24年	電気科学技術奨励会	電気科学技術奨励賞	PHCトロリ線を用いた新幹線用シンプル 架線の開発
	平成28年	電気科学技術奨励会	電気科学技術奨励賞	整備新幹線、無絶縁DS-ATCの開発と実用 化
	十/)及20十	日本電気協会	澁澤賞	超高圧受電に適したルーフ・デルタ結線 き電用変圧器の開発と実用化
上越新幹線	昭和57年	土木学会	技術賞	東北・上越新幹線の建設
	平成7年	電気科学技術奨励会	電気科学技術奨励賞	整備新幹線用高速シンプル架線の開発と 実用化
	平成8年	土木学会	技術賞	北陸新幹線高速分岐器(38番)の開発・ 敷設(分岐側通過速度160km/hの高速分岐 器)
	平成9年	電気学会	電気学術振興賞	北陸新幹線車両基地用不平衡補償単相き 電装置の開発
	平成9年	土木学会	技術賞	北陸新幹線(高崎・長野間)の建設
	平成20年	PC技術協会	協会賞(作品部門)	北陸新幹線姫川橋りょう
	平成21年	土木学会	技術賞	超膨張性と高圧帯水層を有する特殊地山 に適合したトンネル施工技術の確立(飯 山トンネル)
	平成26年	PC工学会	協会賞(作品部門)	北陸新幹線神通川橋りょう
北陸新幹線	十)从20十	日本鉄道電気技術協会	鉄道電気技術賞	50/60Hz共用保護継電器の開発と実用化
		「鉄道の日」実行委員会	日本鉄道大賞	沿線自治体との緊密なパートナーシップ による北陸新幹線金沢開業
	平成27年	鉄道建築協会	最優秀協会賞	北陸新幹線富山駅
	1)3021	鉄道建築協会	協会賞	北陸新幹線金沢駅、飯山駅、新高岡駅
		照明学会	照明普及賞	北陸新幹線金沢駅の照明
	平成28年	土木学会	技術賞	北陸新幹線(長野・金沢間)開業-北信 越地域と首都圏・関西圏との連携・交流 の画期的な促進-
	平成29年	土木学会	技術賞	最小限のインフラで最大級の効果を発揮 する雪害対策の確立-北陸新幹線、富 山・石川県内-
	平成30年	<u>電気学会</u>	電気学術振興賞進歩賞	誘導予測計算の高度化による経済的な北 陸新幹線ATC装置異周波妨害対策設備の 実現

路線名	受賞年	学会名	賞種別	受賞業績名
	平成12年	土木学会	技術賞	国内有数の膨圧地質を克服した世界最長 陸上トンネル(東北新幹線 岩手一戸ト ンネルの施工)
	平成15年	鉄道建築協会	協会賞	二戸駅 (東北新幹線・いわて銀河鉄道)
	平成17年	土木学会	環境賞	トンネル掘削で発生する鉱化変質岩に対する環境対策 (八甲田トンネルの施工)
	1 ///11 1	電気科学技術奨励会	電気科学技術奨励賞	新幹線用電圧変動補償装置の開発と実用化
	平成18年	土木学会	技術賞	世界最長陸上トンネルの施工 (八甲田トンネル)
		電気学会	電気学術振興賞進歩賞	新幹線用電圧変動補償装置の開発と実用 化
東北新幹線	平成19年	土木学会	技術賞	NATMとシールドを融合した、新しいトンネル工法「SENS」の開発(東北新幹線三本木原トンネル)
	平成20年	土木学会	技術賞	小土被り・滞水土砂地山における経済的 かつ適用性の高い新しいトンネル施工技 術(東北新幹線八戸・七戸間トンネル群)
	平成21年	土木学会	田中賞 (作品部門)	三内丸山架道橋
	平成22年	鉄道建築協会	協会賞	東北新幹線七戸十和田、新青森駅
		土木学会	技術賞	東北新幹線全線開業
	平成23年			-高速鉄道ネットワークの新たな基軸を 担う東北新幹線 (八戸・新青森間) の建 設-
		照明学会	照明普及賞	東北新幹線新青森駅の照明
	平成24年	土木学会	技術賞	安全な高速走行・保守の省力化に寄与す るスラブ軌道の施工技術
	平成25年	土木学会	技術賞	山岳工法とシールド工法の境界領域における「SENS」の高速掘進(北海道新幹線 津軽蓬田トンネル)
	平成26年	地盤工学会	技術業績賞	北海道新幹線への補強土構造物の適用 (補強盛土、補強土擁壁から補強盛土一
				体橋梁まで)
II New York	平成28年	照明学会	北海道優秀照明施設賞	北海道新幹線新函館北斗駅の照明
北海道新幹線	•	鉄道建築協会	協会賞	北海道新幹線新函館北斗駅
		地盤工学会	技術業績賞	軟弱泥炭地盤上の北海道新幹線函館総合 車両基地の盛土造成
	平成29年	土木学会	技術賞	北海道新幹線(新青森・新函館北斗間) 開業―津軽海峡線開通より28年、本州と 北海道を結ぶ高速鉄道新時代―
		日本鉄道電気技術協会	鉄道電気技術賞	北海道新幹線用転換鎖錠装置の開発・実 用化
九州新幹線	平成15年	土木学会	技術賞	水砕スラグを用いた透水性路盤による地 下水面下しらす地山のトンネル構造及び 施工方法の確立
	平成16年	「鉄道の日」実行委員会	日本鉄道賞	同一ホーム対面乗換(新幹線-在来線特 急)

路線名	受賞年	学会名	賞種別	受賞業績名
	平成16年	政府	バリアフリー化推進功 労者表彰 (内閣官房長 官表彰)	九州新幹線新八代駅におけるバリアフリ 一整備等
	平成16年	鉄道建築協会	協会賞	九州新幹線出水駅
	平成17年	土木学会	技術賞	九州新幹線 (新八代・鹿児島中央間) の 建設
	平成22年	土木学会	田中賞(作品部門)	松原線路橋
	十八八八十	PC技術協会	協会賞 (作品部門)	大野川橋りょう
	平成23年	地盤工学会	技術業績賞	九州新幹線熊本総合車両基地造成事業
	十八23十	照明学会	照明普及賞	九州新幹線新玉名駅の照明
				九州新幹線鹿児島ルート全線開業
	平成24年	土木学会	技術賞	一九州の一体的な発展と関西圏・東アジア地域との連携・交流の促進―
	T. Dort	土木学会	環境賞	絶滅危惧種クロツラヘラサギの保全に配 慮した新幹線橋りょうの建設
	平成25年	日本鉄道電気技術協会	鉄道電気技術賞 (効果特別賞)	九州新幹線(博多・新八代間)集中連動 方式の開発と実用化
京葉線	平成元年	土木学会	技術賞	京葉湾岸地域と都心を直結する京葉線の 建設(東京〜新木場〜蘇我)
北総線	平成3年	土木学会	技術賞	都心と千葉ニュータウンを直結する北総線の建設[高砂~新鎌ヶ谷~小室(千葉ニュータウン)]
	平成5年	運輸省	情報化貢献表彰	北総・公団線運行管理システム
東葉高速線	平成3年	土木学会	技術開発賞	プレライニングによるトンネル掘削工法 (PASS工法)の開発(東葉高速線勝 田台トンネル)
	平成8年	鉄道建築協会	運輸省鉄道局長賞	船橋日大前駅(東葉高速線)
臨海副都心線	平成8年	鉄道建築協会	運輸省鉄道局長賞	国際展示場駅(臨海副都心線)
臨海副都心線Ⅱ	平成13年	土木学会	技術賞	伸縮スポーク方式によるシールドの挿入 式拡径及び径の異なる地中接合技術の確 立
	平成15年	土木学会	技術賞	首都圏の新しい鉄道ネットワークを形成 するりんかい線の建設
東京モノレール	平成5年	土木学会	技術賞	羽田空港沖合展開事業に伴うアクセス鉄 道の建設(整備場〜羽田空港)[東京モノ レール羽田新線]
JR東西線	平成8年	土木学会	技術賞	大阪都心部を未経験の深さで東西に貫く 鉄道幹線「JR東西線」の建設
山梨リニア 実験線	平成10年	土木学会	技術賞	超電導磁気浮上式鉄道山梨リニア実験線 の建設
秋田新幹線	平成9年	土木学会	技術賞	新幹線在来線直通化工事における急速施 工法の開発(秋田新幹線-機械化連続改 軌、市街地内高架橋急速施工)
埼玉高速 鉄道線	平成12年	土木学会	環境賞	地下鉄道トンネル断面を有効利用した日 本初の河川浄化導水路事業
旧ザイルケバ橋	昭和58年	土木学会	田中賞 (作品部門)	マタディ橋りょう建設事業
中部国際空港連絡線	平成16年	PC技術協会	協会賞(作品部門)	中部国際空港連絡橋(鉄道)
みなとみらい線	平成16年	鉄道建築協会	国土交通省鉄道局長賞	みなとみらい線の駅

路線名	受賞年		賞種別	
M1 //y/K-/12	人 具十			国際都市「横浜」の新しい都市空間を創
		土木学会	技術賞	出するみなとみらい線の建設
	平成17年	ロしつ」、い合業	ブルネル賞	7、 そゝ 1、 7、 と 1 \昨日
	平成17年	ワトフォード会議	建築部門奨励賞	みなとみらい駅
		アジア交通学会	ОТРА	みなとみらい線
	平成19年	土木学会	デザイン賞	みなとみらい線
		PC技術協会	協会賞(作品部門)	PCU型桁式高架橋
	平成17年	日本コンクリート工学 会	協会賞(作品賞)	アーチスラブ式高架橋
		「鉄道の日」実行委員会	日本鉄道賞 プロジェクト賞	つくばエクスプレス
つくば			プログエグド質	21世紀にふさわしいまちづくりと一体的
エクスプレス		土木学会	技術賞	に整備した鉄道新線
	平成18年	上小十云	1文州 貝	- I T拠点を結ぶつくばエクスプレスの 建設-
	+)) (10+	鉄道建築協会	国土交通省鉄道局長賞	守谷駅
		<u> </u>	協会賞(作品部門)	研究学園駅・みらい平駅
愛知環状鉄道線	平成17年	鉄道建築協会	協会賞 (作品部門)	愛知環状鉄道万博八草駅
仙台空港アクセ ス線	平成20年	土木学会	技術賞	拠点空港の機能強化と地域開発に貢献す る空港アクセス鉄道
~ \ /\p/\s		鉄道建築協会	協会賞	仙台空港駅、杜せきのした駅、美田園駅
	平成22年	「鉄道の日」実行委員会	日本鉄道賞	JAPAN SPEED 日本の空港アクセスを世界クラスへ
	平成23年	土木学会	技術賞	成田新高速鉄道の建設
成田スカイアク セス線		口七件光帝与什尔协人	鉄道電気技術賞最優 秀賞	高番数分岐器を2台同期転換する転換鎖 錠装置の開発と実用化
		日本鉄道電気技術協会	鉄道電気技術賞優秀 賞	直流電化における160km/h対応き電ちょう 架コンパウンド架線の開発と実用化
	平成26年	電気科学技術奨励会	電気科学技術奨励賞	160km/h走行に対応したき電ちょう架式コンパウンドカテナリ電車線の開発
		土木学会	技術賞	東日本大震災で被災した三陸鉄道の復旧
		工小十云	田中賞(作品部門)	三陸鉄道ハイペ沢橋梁
三陸鉄道	平成27年	地盤工学会	技術業績賞	三陸鉄道における地盤構造物による災害 復旧工事(耐震・津波抵抗性の向上)
		日本鉄道施設協会	技術賞(プロジェクト)	三陸鉄道震災復旧工事における防災機能 の向上
		全日本建設技術協会	全建賞	三陸鉄道東日本大震災復旧事業
小田急小田原線	平成30年	土木学会	技術賞	日本初の営業線直下における4線地下式で の線増連立事業-都市高速鉄道第9号線の 完逐-
<u>えちぜん鉄道</u>	平成30年	鉄道建築協会	協会賞(作品部門)	<u>えちぜん鉄道、福井駅</u>
	平成7年	運輸省		鉄道施設の早期復旧
その他	一八八十	注刊 [日	運輸大臣表彰	(阪神・淡路大震災)
	平成12年	運輸省	情報化貢献表彰	交通計画支援システム

路線名	受賞年	学会名	賞種別	受賞業績名
	平成15年	土木学会	技術開発賞	GISを活用した交通計画支援システム 「GRAPE」の開発
	平成16年	土木学会	技術開発賞	耐震性 (セメント改良補強土) 橋台の開発
	平 成10平	地盤工学会	技術開発賞	切取り補強土留め壁の開発と実用化
	平成17年	土木学会	技術開発賞	平面平滑型シート張り工法の開発
	平成18年	土木学会	技術開発賞	初期高強度吹付けコンクリートを用いた 新支保パターンによるNATMトンネル の急速施工技術
	平成19年 電気	電気科学技術奨励会	電気科学技術奨励賞	新型結線 (ルーフデルタ) き電用変圧器の 開発と実用化
	平成21年	土木学会	技術開発賞	土構造物に対応したスラブ軌道用 P C 路盤の開発
	平成28年	電気科学技術奨励会	電気科学技術奨励賞	整備新幹線、無絶縁DS-ATCの開発と実用化
		日本電気協会	澁澤賞	超高圧受電に適したルーフ・デルタ結線き 電用変圧器の開発と実用化

(4)特許権等

<u>令和元年5月1日現在</u>、当機構名で登録している特許権及び実用新案権の件数並びに当機構名で出願中の特許権の件数は、次の通りです。

区分	登録	出願中
特 許 権	<u>89</u> (1)	<u>5</u>
実用新案権	_	_

(注)() 書きは外国での登録、出願分で再掲。

(5)海外技術協力

①当機構の海外技術協力は、青函トンネルや上越・北陸・東北・九州・北海道新幹線、さらに都市鉄道などの建設工事で培った総合的な技術力と経験を活かし、国等の要請に基づいて職員を専門家として海外に派遣する一方、外国人研修生を受け入れるなど、積極的に技術協力を行っております。

平成30年度までに技術協力を行った国及び地域は70に及び、延べ2,227人の専門家を派遣しております。その協力内容は、鉄道新線建設や改良工事における事業可能性調査、建設計画、設計、施工等の多くの分野に渡っております。

第3 設備の状況

3. 設備の新設、除却等の計画

当機構の平成30年度の建設勘定における主要な設備等への支出計画はありません。

(国鉄清算業務関係)

特例業務勘定において実施する業務は、国鉄清算業務であり限定的な業務であることから、事業用の宿舎等の不動産は保有していません。

また、平成30年度以降においても新たな設備投資の支出計画はありません。

以上の業務を除き、記載すべき重要な事項はありません。

第4 法人の状況 2.役員の状況(令和元年5月1日現在)

役職名	氏 名	任期	略歷
理事長	北 村 隆 志	(平成27年10月1日) 自 平成30年4月1日 至 平成35年3月31日	昭和51年4月運輸省入省 平成24年9月海上保安庁長官 平成25年8月内閣官房内閣審議官(内閣官房副長官補 付)(命)内閣官房国土強靭化推進室次長 平成26年10月大阪国際空港ターミナル(株)特別顧問
副理事長	小 島 滋	自 平成29年4月1日 至 平成31年9月30日	昭和54年4月日本鉄道建設公団入社 平成27年4月鉄道・運輸機構鉄道建設本部東京支社長 平成28年4月鉄道・運輸機構鉄道建設本部工務統括役
理事長代理	佐々木 良	(平成29年7月7日) 自 平成29年10月1日 至 平成31年9月30日	昭和59年4月運輸省入省 平成28年4月国土交通省大臣官房サイバーセキュリティ・ 情報化審議官 平成28年8月国土交通省九州運輸局長
理事	七尾英弘	自 平成29年10月1日 至 平成31年9月30日	昭和61年4月運輸省入省 平成26年7月国土交通省東北運輸局次長 平成28年6月国土交通省大臣官房審議官
理事	西川浩	自 平成29年10月1日 至 平成31年9月30日	昭和57年4月住友海上火災保険㈱入社 平成26年4月三井住友海上火災保険㈱理事 総務部長 平成29年4月三井住友海上火災保険㈱金融公務営業推進本 部公務部開発顧問
理事	神山和美	(平成26年10月1日) 自 平成29年10月1日 至 平成31年9月30日	昭和62年4月(財)日本経済研究所入社 平成25年4月㈱日本経済研究所社会インフラ本部長 平成25年6月㈱日本経済研究所執行役員社会インフラ本部 長
理事	岩 本 泉	自 平成29年10月1日 至 平成31年9月30日	昭和61年4月運輸省入省 平成27年4月国土交通省海事局検査測度課長 平成29年4月国土交通省九州運輸局次長
理事	木村岩雄	自 平成29年10月1日 至 平成31年9月30日	昭和56年4月東京海上火災保険㈱入社 平成24年6月東京海上日動火災保険㈱執行役員(横浜中央 支店長委嘱) 平成26年4月東京海上日動火災保険㈱常務執行役員
理事	髙 瀨 昭 雄	(平成30年4月1日) 自 平成31年4月1日 至 平成33年3月31日	昭和55年4月日本鉄道建設公団入社 平成28年4月鉄道・運輸機構審議役 平成29年4月鉄道・運輸機構工務・建設統括役
理事	湯 山 和 利	(平成30年4月1日) 自 平成31年4月1日 至 平成33年3月31日	昭和56年4月日本国有鉄道入社 平成28年4月鉄道・運輸機構鉄道建設本部計画部長 平成29年4月鉄道・運輸機構事業監理部長
監事	竹下正敏	自 平成30年8月1日 至 平成34事業年度の 財務諸表承認日	昭和57年4月住友商事㈱入社 平成28年4月住友商事㈱中部業務企画部長(兼 関西業務企 画部長付) 平成28年10月住友商事㈱中部業務企画部長(兼 国内業務企 画部長付)
監事	髙 須 一 弘	自 平成30年8月1日 至 平成34事業年度の 財務諸表承認日	昭和62年4月警察庁入庁 平成28年1月警察庁生活安全局生活安全企画課長 平成29年3月宮城県警察本部長
監事	豊浦浩二	自 平成30年8月1日 至 平成34事業年度の 財務諸表承認日	昭和61年4月㈱三和銀行入行 平成26年6月㈱三菱東京UFJ銀行本部審議役 平成27年6月㈱名村造船所経営業務本部副本部長(兼本社 長)

第6 法人の参考情報

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 第4期中期目標

平成30年 2月28日

(変更)平成30年 8月31日

独立行政法人鉄道建設 · 運輸施設整備支援機構 第 4 期中期目標

1. 政策体系における法人の位置付け及び役割(ミッション)

(略)

これらの業務の実施においては、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)等を踏まえ、中期目標管理法人として国民に対する説明責任を果たしつつ、法人の政策実施機能の最大化を図るとともに、「交通政策基本計画」(平成27年2月13日閣議決定)、「総合物流施策大綱」(平成29年7月28日閣議決定)等における公共交通に関する政府方針及び「未来投資戦略2018」(平成30年6月15日閣議決定)等におけるインフラシステム輸出の拡大に関する政府方針を実現すべく、適切に遂行しているところである。

(略)

(別添) 政策体系図

3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

- (1) 鉄道建設等業務
- ④ 我が国鉄道技術の海外展開に向けた取組み

我が国は鉄道分野について世界に誇れる高い技術力を有しており、<u>機構は、その中で唯一の公的な新幹線建設主体である。</u>機構が有する土木、軌道、電気、機械等に関する同分野の技術力やノウハウ、それらの要素間を全体として調整する機能を広く総合的に

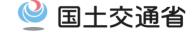
活用し、国土交通省の関連施策との連携を図りながら、<u>海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律(平成30年法律第40号)第4条に規定する業務について、同法第3条の規定に基づき国土交通大臣が定める海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るための基本的な方針に従い、関係府省、我が国事業者等と相互に連携を図りながら協力し、新幹線鉄道の技術が活用され、又は活用されることが見込まれる海外の高速鉄道に関する事業性等の調査、測量、鉄道構造物や電気、機械設備等の設計、工事管理、試験及び研究(以下「海外高速鉄道調査等」という。)を行い、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図る。その際は、海外高速鉄道調査等の実施が民業圧迫にならないよう配慮する。</u>

また、我が国の鉄道システムの海外展開に向けた国、関係団体等による取組みに 対して、機構の技術力や経験を活用し、海外への専門家の派遣や各国の研修員の受入れ 等、積極的に協力を行う。

<指標>

- ・我が国事業者の参入を目指して機構が行った海外高速鉄道調査等の受注額
- ・機構が海外高速鉄道調査等を行った結果参入した我が国事業者による鉄道 システムの受注額
- ・専門家派遣数(前中期目標期間実績:平成25年度から平成28年度までの実績・126人(27カ国))
- ・研修員等受入数(前中期目標期間実績:平成25年度から平成28年度までの実績・402人(41カ国))

鉄道建設 • 運輸施設整備支援機構 政策体系図



主な政府方針等

- 交通政策基本計画(平成27年2月13日閣議決定)
- ○**整備新幹線**(北海道新幹線、北陸新幹線、九州新幹線) の整備を着実に進める(略)
- ○都市鉄道の利用を促進するため、(略) 都市鉄道の ネットワークの拡大・利便性の向上を推進する。
- ○コンパクトシティ化などの都市構造転換等に併せ、(略) 公共交通機関であるLRT・BRT等の導入を促進する。

総合物流施策大綱(2017-2020)(平成29年7月28日閣議決定)

○内航海運の安定的輸送の確保と生産性向上のため、「内航未来創 造プラン~たくましく日本を支え進化する~」(平成29年6月内航海運 の活性化に向けた今後の方向性検討会策定)に基づく施策の推進 に取り組む。(略)先進的な船舶等の開発・普及((略)独立行政法 人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の船舶共有建造制度の活用を 通じた円滑な代替建造の促進等)(略)を図る。

未来投資戦略2018(平成30年6月15日閣議決定)

- 〇「インフラシステム輸出戦略(平成30年度改訂版)」(平成30 年6月7日経協インフラ戦略会議決定)の重点施策を官民一体 で推進する。
- ○案件形成・発掘から施設の運営・維持管理等に至る一貫した 取組を行い、トータルな受注につなげる。その際、海外インフ ラ展開法により、**我が国独立行政法人等の知見を活用**する。

独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定)

国土交通省の政策・施策 (鉄道・運輸機構関連)

※国土交通省「政策目標及び施策目標」より抜粋

○整備新幹線の整備を推進する

〇鉄道網を充実・活性化させる

- ○地域公共交通の維持・活性化を推進する
- ○海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する ○国際協力、連携等を推進する

(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構が果たす役割

(機構の目的) 【独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法 抜粋】

第三条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(以下「機構」という。)は、鉄道の建設等に関する業務及び鉄道事業者、海上運送事業者等による運輸施設の 整備を促進するための助成その他の支援に関する業務を総合的かつ効率的に行うことにより、輸送に対する国民の需要の高度化、多様化等に的確に対応した大量 輸送機関を基幹とする輸送体系の確立並びにこれによる地域の振興並びに大都市の機能の維持及び増進を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上 に寄与することを目的とする。

鉄道建設等業務

- 整備新幹線整備事業、都市 鉄道利便増進事業の着実な 進捗。
- 我が国鉄道技術の海外展開 に向けた海外の高速鉄道に 関する調査等の実施。



鉄道助成業務

- 交诵インフラ・ネットワークの 機能拡充・強化に資するため、 整備新幹線、都市鉄道等への 適正かつ効率的な補助の実
- 既設新幹線譲渡代金等の適 正かつ効率的な回収の実施。



仙台市地下鉄東西線

船舶共有建造業務

- 物流効率化に資する船舶、地 域振興に資する船舶等の船 舶共有建造業務を実施。
- ▶ 良質な船舶建造のための技 術支援の実施。



高度二酸化炭素低減化船

出資等業務

- ▶ 地域公共交通の活性化等に 資する認定軌道運送高度化 事業等の実施に必要な資金 の出資等
- 内航海運活性化融資業務の 適切な実施。



特例業務 (国鉄清算業務)

- > 旧国鉄職員等への年金費用 等の円滑かつ確実な支払
- ▶ 国鉄から承継した土地処分の 円滑な実施等
- ▶ JR北海道、四国及びJR貨物 の経営自立のための支援



梅田駅 (北)

民間企業等 との適切な 役割分担

内部統制の 充実・強化

業務運営の 効率化の取 組みを実施

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 第4期中期計画

平成30年3月30日

(変更)平成30年9月20日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 第4期中期計画

1. 政策体系における法人の位置付け及び役割(ミッション)

(略)

特に、整備新幹線整備や都市鉄道利便向上施策、我が国鉄道技術の海外展開に向けた 取組みなどは、機構が有する高速鉄道その他の鉄道建設に関する技術や知見を十分に活 用するものである。また、船舶共有建造事業などは、民間に任せるだけでは課題の解決 が進まない状況であることから、国内海運政策を実現するために必要不可欠な業務につ いて、民業補完する形で実施するものである。

(略)

- 3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
- (2) 我が国鉄道技術の海外展開に向けた取組み

海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律(平成30年法律 第40号)第4条に規定する業務について、同法第3条の規定に基づき国土交通大 臣が定める海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るための基本的な 方針に従い、新幹線鉄道の技術が活用され、又は活用されることが見込まれる海外 の高速鉄道に関する事業性等の調査、測量、鉄道構造物や電気、機械設備等の設計、 工事管理、試験及び研究を行う。

<u>また、</u>国等が進める我が国鉄道技術の海外展開に向けた取組みに対し協力し、<u>海</u> <u>外への</u>専門家派遣、各国の要人や研修員受入れ等の人的支援を行う。

- 5. 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画
- (1)予算、収支計画及び資金計画 <u>別紙</u>のとおり。

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 平成31年度計画

鉄道建設・運輸施設整備支援機構(以下「機構」という。)は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号) 第31条の規定に基づき、平成31年度における業務運営に関する計画を以下のとおり定める。

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 鉄道建設等業務

① 整備新幹線整備事業

<u>建設中の新幹線の各路線について、事業費及び工程の管理を適切に行い、以下のとおり事業の着実な進捗を</u>図る。

- a. 北海道新幹線 (新函館北斗·札幌間)
 - ・トンネル工事の発注を完了し、トンネル工事を実施する。
 - ・明かり区間の詳細設計等を実施する。
- b. 北陸新幹線(金沢·敦賀間)
 - ・土木工事を実施し、軌道敷設工事に着手する。
 - ・電気建物の建築工事を実施し、電気工事に着手する。
- <u>c. 九州新幹線(武雄温泉·長崎間)</u>
 - ・主たる区間で土木本体工事を終え、軌道敷設工事を実施する。
 - ・電気建物の建築工事を実施する。
 - ・電気工事の発注を完了し、電気工事を実施する。

なお、事業の実施に当たっては、経済的に安全かつ工期どおりに建設する重要性にかんがみ、工事完成予定時期と照らしてどの程度進捗しているかを適切に把握する。技術開発の動向等を踏まえてコスト縮減に努めるとともに、各線区で行ったコスト縮減効果について整理・機構内での共有を図る。想定できない事情により発生する事業費の上振れリスクを低減するため、関係者間の会議体等において、情報共有を行い、課題の解決に努めていく。その上で、工事実施計画の認可の際の事業費を上回ることのないよう、あらゆるコスト削減努力を徹底する。また、中期目標で示された事業の各段階における留意事項を踏まえ、事業を遂行する。

また、工事の進捗状況をホームページ等で公表する。

未着工区間について、調査を実施する。特に、北陸新幹線(敦賀・新大阪間)については、環境影響評価の 手続きを適切に実施するとともに、新大阪駅の機能強化については、「新大阪駅について、リニア中央新幹線、 北陸新幹線(詳細ルート調査中)等との乗継利便性の観点から、結節機能強化や容量制約の解消を図るため、 民間プロジェクトの組成など事業スキームを検討し、新幹線ネットワークの充実を図る」(経済財政運営と改革 の基本方針 2018(平成 30 年 6 月 15 日閣議決定))に基づき、調査を行っていく。

② 都市鉄道利便増進事業等

都市鉄道利便増進事業

建設中の各路線について、事業費及び工程の管理を適切に行い、以下のとおり事業の着実な進捗を図る。

- a. 神奈川東部方面線(相鉄·JR直通線)
 - ・開業監査等を進め、平成31年度下期に開業する。

- b. 神奈川東部方面線(相鉄·東急直通線)
 - ・新横浜駅の躯体構築は本体部分を完了する。また新綱島駅の躯体構築は立坑部及び非開削部を除き完 了する。
 - ・建築工事及び機械工事に着手する。

なお、事業の実施に当たっては、経済的に安全かつ工期どおりに建設する重要性にかんがみ、工事完成予定時期と照らしてどの程度進捗しているかを適切に把握する。技術開発の動向等を踏まえてコスト縮減に努めるとともに、各線区で行ったコスト縮減効果について整理・機構内での共有を図る。想定できない事情により発生する事業費の上振れリスクを低減するため、関係者間の会議体等において、情報共有を行い、課題の解決に努めていく。その上で、速達性向上計画の認定の際の事業費を上回ることのないよう、あらゆるコスト削減努力を徹底する。また、中期目標で示された事業の各段階における留意事項を踏まえ、事業を遂行する。

③ 鉄道建設業務に関する技術力を活用した受託業務等の支援

受託工事線について、協定に基づいた工期内で完成できるよう着実な進捗を図る。

<u>中央新幹線については、関係者との連携・調整を図りながら、非常口工事及びトンネル工事を着実に推進する。</u>

また、国、地方公共団体、鉄道事業者等からの要請に対応し、鉄道整備の計画に関する調査を実施する。

なお、鉄道事業者から新たな工事の受託要請があった場合は、外部有識者からなる「鉄道工事受託審議委員会」において審議し、同委員会の意見を踏まえつつ、受託の可否について決定する。

さらに、大規模災害等の発生時においても、これまでの復旧・復興支援の経験を活かし、国や地方公共団体 等からの要請があった場合は、その支援等に積極的に取り組む。平成30年度に要請のあった南阿蘇鉄道第一 白川橋りょうの設計照査を推進し、災害復旧を支援する。

鉄道事業者、地方公共団体との情報交換等の機会を捉え、鉄道施設の保全・改修、交通計画策定等に関する ニーズを把握し、関係諸機関との連携強化を図りつつ、鉄道ホームドクター制度を用いて、地域鉄道事業者等 の要請に応じ、鉄道施設の保全・改修等に係る技術的な事項について適切かつ極力きめ細やかに助言するほか、 鉄道施設等に係る技術的な情報の提供等、地域における交通計画の検討、分析、評価等に資する機構の支援シ ステム(GRAPE)を活用した支援を実施する。これらの技術支援等に対する当該地域鉄道事業者等へのア ンケート調査(5段階評価)で平均3.0以上の評価を得ることを目指す。

また、地域鉄道に係わる諸機関と緊密に連携して、このような機構の技術支援に係る情報の収集・発信を行い、その一層の利用を促進する。

<u>さらに、地域鉄道事業者等の懸案とされている設備の老朽化について、情報収集を行うとともに、機構の支</u>援のあり方を検討する。

④ 鉄道建設に係る業務の質の向上に向けた取組み

良質な鉄道を建設するために、品質管理・施工監理等に係る技術基準類の継続的整備を行う。特に、「構造計画の手引き」の改定及び「PS検層調査マニュアル」の制定を終え、講習会等を通じ関係者に周知、徹底する。また、鉄道建設に必要な技術力の向上及び承継のために、施工監理講習及び経験年数を踏まえた段階的な技術系統別の研修を実施するとともに、業務に関連する技術士等の資格の取得を促進する。

鉄道建設工事の進捗を踏まえ、技術開発テーマの抽出から成果の活用に至るまで一貫して推進するため、土木 (トンネル、橋りょう、土構造)、軌道、機械、建築、電気の業務分野ごとに設置している分科会において、各路線に係るニーズに基づき計画的に技術開発を推進する。また、技術開発成果の活用状況について、フォローアップを進める。

さらに、建設技術に係る各種学会等への積極的な参画に加え、技術開発を推進し、その成果をこれらの学会 等並びに本社における技術研究会及び地方機関における業務研究発表会を通じて公表する。

加えて、鉄道建設特有の技術について、部外へ適切に理解してもらうため、現場見学会等の実施に取り組む。

(2) 我が国鉄道技術の海外展開に向けた取組み

国土交通省等の関係者との連携を図りつつ、鉄道分野における海外社会資本事業への我が国事業者の参入が 図られるよう、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律(平成30年法律第40号)第 4条に規定する業務について、同法第3条の規定に基づき国土交通大臣が定める海外社会資本事業への我が国 事業者の参入の促進を図るための基本的な方針に従い、新幹線鉄道の技術が活用され、又は活用されることが 見込まれる海外の高速鉄道に関する事業性等の調査、測量、鉄道構造物や電気、機械設備等の設計、工事管理、 試験及び研究を行う。

インド高速鉄道計画については、設計業務について、国土交通省等関係者との緊密な連携の下で技術協力を 行うとともに、工事管理に関する業務の発注があった際には、当該業務の受注を目指す。加えて、他国の高速 鉄道に関する調査・設計・工事管理等の業務についても、受注を目指す。

また、国等が進める我が国鉄道技術の海外展開に向けた取組みに対し協力し、海外への専門家派遣や各国の 研修員等の受入れ、鉄道分野における国際規格への取組み、海外の鉄道建設関係の機関等との技術交流等を行う。

(3) 鉄道施設の貸付・譲渡の業務等

鉄道事業者に対し貸付又は譲渡した鉄道施設の貸付料・譲渡代金の確実な回収を図る。

なお、償還期間の変更を実施した事業者については平成30年度決算終了後経営状況等の把握をし、償還確 実性を検証する。

平成31年度下期完成予定の神奈川東部方面線(相鉄・JR直通線)について、相模鉄道株式会社に対し適切に貸付を行う。

さらに、並行在来線への支援のための貨物調整金について、特例業務勘定から建設勘定への繰入れにより、 国土交通大臣の承認を受けた金額を日本貨物鉄道株式会社に対して交付する。

(4) 鉄道助成業務等

① 鉄道助成

機構は、交通インフラ・ネットワークの機能充実・強化に資するため、整備新幹線、都市鉄道等、鉄道技術開発及び鉄道の安全・防災対策に対する補助等による支援及び新幹線譲渡代金、無利子貸付資金の回収を適正かつ効率的に実施していく。

勘定間繰入・繰戻及び補助金交付業務等について、法令その他による基準に基づき確実に処理するとともに、標準処理期間内(補助金等支払請求から支払まで30日以内、国の補助金の受入から給付まで7業務日以内)に執行できるよう適正かつ効率的に処理する。また、「鉄道助成業務の審査等に関する第三者委員会」に助成業務の実施状況等を報告し、得られた改善意見の必要部分を審査業務の改善に反映させること、及び審査ノウハウの承継、スキルアップのための職員研修等を必要に応じて一部見直し実施すること等により、業務遂行に係る効率性の向上等、鉄道助成業務の更なる充実強化を図る。

また、鉄道事業者等による各種助成制度の効果的な活用を支援するため、最新の助成事例を盛り込んだ鉄道 助成ガイドブック及びパンフレットの作成配布、ホームページでの公表を行うとともに、助成対象事業の適正な 執行のために、執行に係る基本的な考え方を助成対象事業者に対して周知する。

さらに、既設四新幹線の譲渡代金(平成31年度回収見込額724億円)、無利子貸付資金(平成31年度回収見込額266億円)について約定等に沿った確実な回収を図るとともに、これらに係る債務を確実に償還する。

② 中央新幹線建設資金貸付等業務

貸付金の償還が行われるまで、継続的に償還確実性を確認する必要があることから、貸付けを実施した建設 主体に対し、財務状況、貸付けを行った事業の進捗状況等を把握するとともに、債権の保全及び約定に沿った貸 付利息の確実な回収を図る。

(5)船舶共有建造等業務

① 船舶共有建造業務を通じた政策効果のより高い船舶の建造推進

船舶共有建造業務として、国内海運政策の実現に寄与する船舶建造を推進するため、機構が開催する各種セミナー等を実施し、より高い政策効果を実現する船舶の効果、利点を分かりやすく適切に周知する。

これらを通じて、次に掲げる船舶の延べ建造隻数が24隻以上となるよう取り組む。

○物流効率化に資する船舶

- ・内航フィーダーの充実に資する船舶(京浜港・阪神港に就航し、外国貿易用コンテナを輸送するもの)
- ・高度モーダルシフト船(輸送力を増強するもの等)

〇地域振興に資する船舶

- ・離島航路の整備に資する船舶
- ・生活航路に就航する船舶のうち高度バリアフリー化要件を満たす船舶
- ・国内クルーズ船(旅行客等観光向けのもの)

〇船員雇用対策に資する船舶

- ・若年船員または女性船員を計画的に雇用する事業者の船舶
- ・労働環境改善船(船員の居住環境改善、労働負担軽減の設備を設置するもの)

〇事業基盤強化に資する船舶

- 登録船舶管理事業者を利用する船舶
- ・合併を行う事業者が建造する船舶

○グリーン化に資する船舶

- ・スーパーエコシップ(電気推進システムを採用したもの)
- ・LNG燃料船(LNGを燃料として運航するもの)
- ・先進二酸化炭素低減化船(従来より二酸化炭素排出量が16%以上軽減されるもの)
- ・高度二酸化炭素低減化船(従来より二酸化炭素排出量が12%以上軽減されるもの)
- ・二重船殻構造を有する油送船及び特殊タンク船 (海難事故発生時に油等が流出しないように側面と底面 が二重になっているもの)

② 船舶建造等における技術支援

上記の国内海運政策の実現に寄与する良質な船舶の建造に資するため、計画、設計、建造、就航後の各段階での技術支援を的確に実施する。特に、SO_x等環境規制に対応するための技術支援やLNG燃料船を含む先進船舶、離島航路就航船、二酸化炭素低減化船、労働環境改善船などの高度な技術を要する船舶への技術支援に重点的に取り組み、その充実を図る。

このため、内航海運の諸課題、事業者のニーズや社会的要請等に対応するための技術調査を実施するほか、 技術支援に係る研修、交流、マニュアルの充実等により、技術支援に係わる職員の技術力の維持・向上、ノウ ハウの体系的な蓄積と承継を図る。

また、先進船舶等の更なる普及を図るため、計画段階からの技術支援を充実させるとともに、引き続き機構 の技術支援のあり方を検討する。

③ 船舶共有建造業務における財務内容の改善

平成29年度に策定した「繰越欠損金削減計画」に基づき、今中期計画期間中に40億円程度の繰越欠損金 の縮減を図るほか、未収金残高についても引き続き縮減に努める。

海事勘定における財務改善の状況については、特に、繰越欠損金について、その要因を含めホームページ等において国民に分かりやすく公表する。

(6)地域公共交通出資業務等

① 地域公共交通出資及び貸付け

出資の申込みがあった際には、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第 29条の2の規定に基づき、国土交通大臣の認可を受けた業務基準に従い、リスクを適切に評価して、中長期 的な収益性が見込まれること等を確認し、適切に出資及び貸付けの業務を行う。

地域公共交通出資等業務に関する第三者委員会を活用し、モニタリング手法の体系化を図る。

また、出資及び貸付けの業務に関する情報をホームページに掲載するなど、地域公共交通の活性化及び再生に向けた主体的な取組みに対する支援効果が最大となるよう努める。

② 内航海運活性化融資

国が策定・公表する資金管理計画を基に、調達する借入金が前年度以下となるように、貸付金の回収及び新

規の融資を適切に行う。

(7)特例業務(国鉄清算業務)

① 年金費用等の支払及び資産処分の円滑な実施等

<u>旧国鉄職員の恩給及び年金の給付に要する費用、旧国鉄時代に発生した業務災害に係る業務災害補償費等に</u>ついて、適切な資金管理を行いつつ、円滑かつ確実に支払を実施する。

北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社(以下「旅客鉄道株式会社等」 という。)の株式については、国等の関係者と連携を図りつつ、各社の今後の経営状況の推移等を見極めながら、 適切な処分方法の検討等を行う。

② 旅客鉄道株式会社等の経営自立のための措置等

機構の特例業務勘定における利益余剰金等の取扱いに関する関係三大臣合意(平成22年12月21日。以下「関係三大臣合意」という。)及び「北海道旅客鉄道株式会社及び四国旅客鉄道株式会社の安全対策に対する追加的支援措置について」(平成27年6月30日国鉄事第75号)並びに日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成10年法律第136号)附則第4条及び第5条の規定に基づき、旅客鉄道株式会社等に対し、以下の支援措置を適切に実施する。

- <u>・老朽化した鉄道施設等の更新その他会社の経営基盤の強化に必要な鉄道施設等の整備に必要な資金に充て</u> るための無利子の資金の貸付け又は助成金の交付
- ・北海道旅客鉄道株式会社及び四国旅客鉄道株式会社に対して発行した鉄道建設・運輸施設整備支援機構特別債券について、国土交通大臣が定める利率に基づく利子の支払

また、無利子の資金の貸付け若しくは助成金の交付又は利子の支払に当たっては、適切な資金管理を行いつ つ、法令その他の基準を遵守するとともに、旅客鉄道株式会社等のモラルハザードを防止し、誤処理なく適正 にかつ効率的に実施する。

なお、関係三大臣合意及び同法附則第6条の規定に基づき、並行在来線の支援のための貨物調整金に要する 費用に充てるため、特例業務勘定に係る業務の運営に支障のない範囲内の金額として国土交通大臣の承認を受けた金額について、特例業務勘定から建設勘定への繰入れを適切に実施する。

2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1)業務改善の取組み

① 組織の見直し

平成31年度における組織体制については、業務の進捗等に対応した合理的、機動的な組織の編成、運営の 効率化等を図る。

② 調達等合理化の取組み

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、「平成31年度調達等合理化計画」を策定し、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組む。また、入札・契約の適正な実施について、監事監査及び契約監視委員会等のチェックを受ける。

③ 人件費管理の適正化

給与水準については、政府における独立行政法人に係る報酬・給与等の見直しの取組みを踏まえ、国家公務 員等の給与水準等との比較を行いつつ、事務・事業の特性を踏まえて適正な給与水準となるよう厳しく検証し、 その検証結果及び取組状況を公表する。

④ 一般管理費の効率化

一般管理費(人件費及び特殊要因により増減する経費を除く。)については、中期計画期間の最終年度(平成34年度)において、前中期計画期間の最終年度(平成29年度)比で5%程度に相当する額の削減を目指し、

抑制を図る。

⑤ 事業費の効率化

事業費(特殊要因により増減する経費を除く。)については、中期計画期間の最終年度(平成34年度)において、前中期計画期間の最終年度(平成29年度)比で5%程度に相当する額の削減を目指し、抑制を図る。

⑥ 資産の有効活用

宿舎等の保有資産について、効率的な活用を図るとともに、集約化のため、津田沼寮については売却手続き を進める。

(2) 電子化の推進

業務運営の簡素化及び効率化を図るため、システム等の事情を踏まえつつ、ITの活用等により、業務の電子化及びシステム等の最適化を推進する。

3. 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

(1)予算、収支計画及び資金計画

別紙のとおり。

(2) 財務運営の適正化

独立行政法人会計基準(平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成27年1月27日改 訂)等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収 益化基準の単位としての業務ごとに予算と実績の管理を行う。

また、年度末における運営費交付金債務に関し、その発生状況を厳格に分析し、減少に向けた努力を行うと ともに、独立行政法人会計基準等を遵守し、適正な会計処理に努める。

なお、運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行う。

(3)資金調達

資金調達に当たっては、資金計画を策定し、短期資金及び長期資金を併用した柔軟かつ効率的な資金調達を行うことにより、資金調達コストの抑制を図る。また、サステナビリティファイナンスによる新たな資金調達を円滑に実施するとともに、IR活動等を通じ機構の環境・社会貢献面への取り組みを幅広く訴求することにより投資家層の拡大を図る。

4. 短期借入金の限度額

年度内における一時的な資金不足等に対応するための短期借入金の限度額は、260,000百万円とする。

5. 不要財産の処分に関する計画

<u>該当なし</u>

6. 剰余金の使途

• 建設勘定

管理用施設(宿舎に限る。)の改修

7. その他主務省令で定められる業務運営に関する事項

(1)施設及び設備に関する計画

該当なし

(2) 人事に関する計画

事業規模、事業内容等業務の実情に応じて必要な人材を確保するとともに、業務量が増加した繁忙部門に必要な人員を重点的に配置する等、人員の適正配置と重点的な運用を行う。

(3)機構法第18条第1項の規定により繰り越した積立金(同条第5項の規定により第1項の規定を準用する場合を 含む。)の使途

地域公共交通等勘定

前中期計画期間終了までに自己収入財源で取得し、今中期計画期間に繰り越した固定資産の減価償却に要する費用等への充当

日本内航海運組合総連合会が実施する内航海運暫定措置事業に必要な一部資金の貸付けに関する業務

• 助成勘定

前中期計画期間終了までに自己収入財源で取得し、今中期計画期間に繰り越した固定資産の減価償却に要する費用等への充当

(4) その他当該中期目標を達成するために必要な事項

① 内部統制の充実・強化

「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成26年11月28日総務省行政管理局 長通知)に基づき、業務方法書に定めた事項を確実に実施する。

理事長のリーダーシップのもと、理事長を委員長とし、全役員が参画する内部統制委員会を中心に、機構の ミッションや中期目標の達成を阻害する要因(リスク)の把握・対応を行うなど、内部統制の取組みについて 実態把握、継続的な分析、必要な見直しを行い、内部統制の充実・強化を図る。

また、北陸新幹線融雪・消雪基地機械設備工事の入札における情報漏えい事案等の反省に立ち、その再発防止対策について、これまでの取組みを踏まえた上で、必要に応じて見直しを行いながら、引き続き着実に取り組む。

② 広報・情報公開の推進

機構の業務に対する国民の理解を深めるため、広報における主要なターゲット及びPRポイントを整理して、 戦略的広報を着実に推進する。この観点から、ホームページの見直しを実施する。

また、主な業務の実施状況、役職員の給与水準、入札結果や契約の情報、財務の状況等について、ホームページ等において分かりやすく公表し、業務運営の透明性を確保する。

③ 情報セキュリティ対策の推進

「サイバーセキュリティ戦略」(平成30年7月27日閣議決定)等の政府の方針及び機構の「平成31年度 情報セキュリティ対策推進計画」に基づき、情報セキュリティ研修の充実、全業務従事者への自己点検の実施、 本社及び地方機関での情報セキュリティ監査等に取組み、PDCAサイクルによるスパイラルアップを機能さ せ、情報セキュリティ対策を推進する。

④ 環境への配慮

機構で定める「第4期環境行動計画」に基づき、温室効果ガス(CO2)排出量の削減に向けたオフィス活動における取組みのほか、各業務における環境負荷の低減に係る取組みを着実に推進する。

また、職員の環境意識の向上等を目的とした研修を実施するとともに、建設工事等により発生する建設廃棄物のリサイクル及びグリーン調達等の取組みを実施する。機構の環境対策への取組状況や成果を盛り込んだ「環境報告書2019」を作成し、ホームページ等を活用して、公表する。

【建設勘定】

(単位:百万円) 予算 整備新幹線事業 分 民鉄線等事業 その他事業 計 収入 国庫補助金等 47,746 12.210 59,956 地方公共団体建設費負担金 47,746 47,746 地方公共団体建設費補助金 12,210 12,210 政府出資金 3,200 3,200 借入金等 173,400 117 353 56,047 財政融資資金借入金 10,600 10,600 民間借入金 20,753 28,047 48,800 鉄道建設•運輸施設整備支援機構債券 86,000 28,000 114,000 業務収入 34,005 193,486 84,349 75,131 受託収入 18,447 18,447 業務外収入 33 1,866 626 2,524 他勘定より受入 95,492 11,620 17,201 124,313 227,620 218,180 129,526 575,325 計 支出 業務経費 鉄道建設業務関係経費 399,528 37,884 22,072 459,485 受託経費 鉄道建設業務関係経費 16 219 16 219 借入金等償還 161,630 83,642 245,272 支払利息 2,709 8,040 1,915 12,664 一般管理費 444 815 5,401 4.142 人件費 1,290 2,382 15,694 12,021 業務外支出 7,548 2,782 3,192 13,522 他勘定へ繰入 14 26,651 26,665 425,963 238,721 130,238 794,922 計

[人件費の見積もり] 11,920百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与に相当する範囲の費用である。 (注1)第4期中期計画期間における特殊要因については、我が国鉄道技術の海外展開に向けた取組みに係る経費である。

収支計画 (単位:百万円)

区 分	整備新幹線事業	民鉄線等事業	その他事業	合 計
費用の部	231,364	72,736	57,794	361,894
経常費用	231,333	65,215	55,688	352,236
鉄道建設業務費	229,898	65,035	54,766	349,699
受託経費	651	-	627	1,278
一般管理費	685	159	266	1,110
減価償却費	99	22	28	149
財務費用	4	7,499	2,020	9,524
雑損	27	22	85	134
収益の部	231,364	73,134	57,795	362,293
鉄道建設業務収入	85,667	72,733	45,300	203,700
鉄道建設事業費補助金収入	-	-	-	-
鉄道建設事業費利子補給金収入	-	52	-	52
受託収入	651	-	627	1,278
資産見返負債戻入	145,013	-	11,780	156,793
資産見返補助金等戻入	141,485	-	896	142,381
その他	3,528	-	10,884	14,412
財務収益	4	1	-	5
雑益	28	349	87	465
純利益	_	398	1	399
目的積立金取崩額	-	-	-	-
総利益	=	398	1	399

資金計画 (単位:百万円)

A = 11 = 1					(— I — : II / 3 / 3 /
区	分	整備新幹線事業	民鉄線等事業	その他事業	合 計
資金支出		830,431	331,972	145,393	1,307,796
業務活動による支出		425,072	50,355	46,058	521,485
投資活動による支出		5	-	363	368
財務活動による支出		-	188,270	83,642	271,912
翌年度への繰越金		405,354	93,347	15,330	514,031
資金収入		830,431	331,972	145,393	1,307,796
業務活動による収入		227,587	100,798	69,653	398,039
受託収入		-	-	18,447	18,447
その他の収入		227,587	100,798	51,207	379,592
投資活動による収入		33	29	626	687
財務活動による収入		-	117,353	59,247	176,600
前年度よりの繰越金		602,812	113,793	15,867	732,471

鉄道建設・運輸施設整備支援機構 年度計画の予算等(平成31年度) 【海事勘定】

予算 (単位:百万円) 区 分 金 額 収入 借入金等 27,500 財政融資資金借入金 24,500 鉄道建設•運輸施設整備支援機構債券 3,000 業務収入 26,609 業務外収入 187 54,296 計 支出 業務経費 海事業務関係経費 35,936 借入金等償還 17,268 支払利息 791 一般管理費 206 人件費 711 業務外支出 64 54,975 計

[人件費の見積もり] 597百万円を支出する。

収支計画

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与に相当する範囲の費用である。

(単位:百万円)

区 分	金額
費用の部	25,003
経常費用	24,111
海車業敦弗	22 102

海事業務費 23,193 一般管理費 915 減価償却費 財務費用 892 収益の部 26,068 海事業務収入 25,690 資産見返負債戻入 資産見返補助金等戻入 財務収益 雑益 378 純利益 1,065 目的積立金取崩額 総利益 <u>1,0</u>65

資金計画	(単位:百万円)
区 分	金額
資金支出	59,074
業務活動による支出	2,619
投資活動による支出	35,130
財務活動による支出	17,268
翌年度への繰越金	4,058
資金収入	59,074
業務活動による収入	25,894
投資活動による収入	1,208
財務活動による収入	27,500
前年度よりの繰越金	4,473

(注)単位未満四捨五入のため、合計額は一致しないことがある。

鉄道建設・運輸施設整備支援機構 年度計画の予算等(平成31年度) 【地域公共交通等勘定】

予算 (単位:百万円) 分 地域公共交通出資等業務 内航海運活性化融資業務 合 計 収入 運営費交付金 46 46 政府出資金 借入金等 民間借入金 6,030 6,030 業務収入 11,827 11,827 46 17,903 17,857 支出 業務経費 地域公共交通等業務関係経費 7 6,037 6,044 借入金等償還 11,794 11,794 支払利息 3 3 一般管理費 5 8 12 人件費 35 35 70 業務外支出

[人件費の見積もり] 59百万円を支出する。

計

目的積立金取崩額

総利益

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者 給与に相当する範囲の費用である。

46

17,880

26

17,926

26

収支計画			(単位:百万円)
区 分	地域公共交通出資等業務	内航海運活性化融資業務	合 計
費用の部	46	57	103
経常費用	46	53	99
地域公共交通等業務費	7	8	15
一般管理費	39	45	84
減価償却費	0	0	0
財務費用	-	4	4
収益の部	46	31	77
運営費交付金収益	46	_	46
地域公共交通等業務収入	-	31	31
資産見返負債戻入	0	_	0
資産見返運営費交付金戻入	0	_	0
資産見返補助金等戻入	0	_	0
純利益	-	△26	△26

資金計画			(単位:百万円)
区 分	地域公共交通出資等業務	内航海運活性化融資業務	合 計
資金支出	46	17,934	17,981
業務活動による支出	46	6,086	6,131
投資活動による支出	0	0	0
財務活動による支出	_	11,794	11,794
翌年度への繰越金	0	55	55
資金収入	46	17,934	17,981
業務活動による収入	46	11,827	11,873
運営費交付金による収入	46	_	46
その他の収入	_	11,827	11,827
財務活動による収入	_	6,030	6,030
前年度よりの繰越金	0	77	78

(注)単位未満四捨五入のため、合計額は一致しないことがある。

/## ------

鉄道建設・運輸施設整備支援機構 年度計画の予算等(平成31年度) 【助成勘定】

予算 (単位:百万円) 中央新幹線建設 資金貸付等業務 区 分 債務償還業務 勘定共通 鉄道助成業務 セグメント間相殺 計 合 収入 運営費交付金 215 215 国庫補助金等 103,005 103,005 国庫補助金 102,953 102,953 政府補給金 52 52 業務収入 289 98,470 25,750 72,431 72 業務外収入 0 72 他勘定より受入 26,665 26,665 他経理より受入 16,300 26,640 △42,940 146,042 25,750 99,072 503 △42,940 228,427 支出 業務経費 鉄道助成業務関係経費 9,549 6 9,555 支払利息 25,750 25 750 -般管理費 132 132 人件費 342 342 業務外支出 97 24 121 他勘定へ繰入 82,772 109,756 192,528 他経理へ繰入 26,640 16,300 △42,940 計 146,042 25,750 99,072 503 △42,940 228,427

[人件費の見積もり] 279百万円を支出する。

de + - 1 . . .

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与に相当する範囲の費用である。

収支計画						<u>(単位:百万円)</u>
区 分	鉄道助成業務	中央新幹線建設 資金貸付等業務	債務償還業務	勘定共通	セグメント間相殺	合 計
費用の部	119,402	25,776	81,964	481	△ 16,300	211,323
経常費用	119,305	_	25,363	481	△ 16,300	128,850
鉄道助成業務費	119,305	_	25,363	_	△ 16,300	128,368
一般管理費	_	_	_	480	_	480
減価償却費	_	_	_	2	_	2
財務費用	_	25,776	56,601	_	_	82,377
雑損	97	_	_	_	_	97
収益の部	119,402	25,776	72,431	480	△ 16,300	201,789
運営費交付金収益	_	_	_	215	_	215
鉄道助成業務収入	16,300	25,776	72,431	265	△ 16,300	98,472
補助金等収益	103,005	_	_	_	_	103,005
資産見返負債戻入	_	_	_	0	_	0
資産見返補助金等戻入	_	_	_	0	_	0
資産見返運営費交付金戻入	_	_	_	_	_	_
雑益	97	_	_	0	_	97
純利益	-	_	△ 9,533	Δ 2	_	△ 9,535
目的積立金取崩額	_	_	_	2	_	2
総利益	_	_	△ 9,533	1	_	△ 9,532

資金計画					1	(単位:百万円)
区 分	鉄道助成業務	中央新幹線建設 資金貸付等業務	債務償還業務	勘定共通	セグメント間相殺	合 計
資金支出	146,042	25,750	99,207	751	△ 42,940	228,810
業務活動による支出	146,042	25,750	72,901	513	△ 42,940	202,266
投資活動による支出	_	_	_	2	_	2
財務活動による支出	_	_	26,171	_	_	26,171
翌年度への繰越金	_	_	135	237	_	372
資金収入	146,042	25,750	99,207	751	△ 42,940	228,810
業務活動による収入	146,042	25,750	99,072	503	△ 42,940	228,427
運営費交付金による収入	_	_	_	215	_	215
補助金等による収入	103,005	_	_	_	_	103,005
その他の収入	43,037	25,750	99,072	289	△ 42,940	125,208
前年度よりの繰越金	_		135	248	_	383

⁽注)単位未満四捨五入のため、合計額は一致しないことがある。

鉄道建設・運輸施設整備支援機構 年度計画の予算等(平成31年度) 【特例業務勘定】

_予算	(単位:百万円)
区 分	金額
収入	
業務収入	6,935
業務外収入	7
他勘定より受入	82,772
計	89,714
支出	
業務経費	
特例業務関係経費	127,215
支払利息	9,510
一般管理費	1,014
人件費	546
業務外支出	1
他勘定へ繰入	14,557
計	152,844

[人件費の見積もり] 438百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、 超過勤務手当及び休職者給与に相当する範囲の費用である。

_収支計画	(単位:百万円)
区 分	金額
費用の部	65,279
経常費用	55,767
特例業務費	54,366
一般管理費	1,384
減価償却費	17
財務費用	9,511
収益の部	56,608
特例業務収入	-
財務収益	56,604
雑益	4
純利益	△ 8,670
目的積立金取崩額	-
総利益	△ 8,670

資金計画	(単位:百万円)
区 分	金額
資金支出	494,881
業務活動による支出	163,063
投資活動による支出	23
翌年度への繰越金	331,796
資金収入	494,881
業務活動による収入	63,543
投資活動による収入	26,171
前年度よりの繰越金	405,168

3. 参照書類を縦覧に供している場所

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 (横浜市中区本町六丁目 50 番地 1 横浜アイランドタワー)

なお、当機構ホームページ(https://www.jrtt.go.jp/)にも掲載しています。